

雲南市男女共同参画計画

気づいて築くうんなんプラン

(改定版)

平成23年3月

雲 南 市

はじめに

平成 19 年 3 月に男女共同参画計画「気づいて築くうんなんプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現をめざし、様々な分野での取り組みを進めてきました。この計画は、平成 19 年から平成 26 年までの市が行うべき施策をまとめた計画であり、前期 4 年間の経過する中、これまでの取り組みを振り返り、平成 22 年 12 月に策定された国の第 3 次男女共同参画基本計画などを踏まえ、具体的施策の見直しや重点的に取り組む事項などを盛り込み、計画を改定しました。

家庭、地域、学校、職場で、誰もがお互いを尊重し、安心して生き生きと豊かに暮らしていくためには、男女共同参画社会の実現が必要であります。

近年、少子高齢化や人口減少が急速に進み、地域社会の絆が弱まりつつある中、地域が活力をもって、新たな課題に対応するためにも男女共同参画社会の視点をもったまちづくりが必要になってきます。

まず、私たちの周りにある習慣や決まりごとの背景にある固定的な性別役割分担意識に気づき、あらゆる分野において、男女が個性と能力を発揮できるよう改善策を見つけて出し、築いていく、いわゆる「気づいて築くうんなんづくり」が大切です。そして、それを進めるためには、市民、事業者の皆様と協働による施策の展開が重要であります。更なるご支援、ご協力をお願いするものです。

終わりに、計画の改定にあたり、雲南市男女共同参画推進委員会委員の皆様には、慎重にご審議いただき、貴重なご意見をいただきましたことを心からお礼を申し上げます。

また、市民意識調査、事業所調査にご協力いただきました皆様にも感謝申し上げます。

平成 23 年 3 月

雲 南 市 長

速水雄一

目 次

1. 計画改定の趣旨	1
2. 現行計画策定後の状況	1
3. 市民意識調査及び事業所調査からみた現状	2
4. 改定計画の性格と期間	4
5. 基本理念及び基本目標	5
6. 重点的に取り組む事項	7
7. 雲南市男女共同参画計画 改定計画施策体系図	8
8. 施策内容	10
《基本目標Ⅰ》性別に関わりなく一人ひとりが大切にされる社会をつくります	10
Ⅰ－1. 人権尊重の意識づくり	10
Ⅰ－2. 男女共同参画拠点施設と相談体制の整備	12
Ⅰ－3. メディアにおける男女の人権尊重	13
Ⅰ－4. 生涯を通じた男女の健康支援	14
Ⅰ－5. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	15
《基本目標Ⅱ》慣習・慣行による性別役割分担意識を見直し、 男女の格差や不平等のない社会を築きます	18
Ⅱ－1. 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し	18
《基本目標Ⅲ》女性が参画しやすい体制をつくり、ものごとの企画や決定に 男女ともに関わることができるように努めます	19
Ⅲ－1. 政策・方針決定過程への男女共同参画推進	19
《基本目標Ⅳ》男女が互いの個性や能力を認め合い、 支え合う家庭・職場・地域づくりを進めます	21
Ⅳ－1. 家庭生活への男女共同参画の促進	21
Ⅳ－2. 子育て支援の充実	23
Ⅳ－3. 学校における男女共同参画の推進	25
Ⅳ－4. 労働の場（職場）における男女共同参画の確立	26
Ⅳ－5. 商工農林水産業等における男女共同参画の支援	28
Ⅳ－6. 地域における男女共同参画の推進	29
《基本目標Ⅴ》「平和を」の都市宣言の理念により、国際社会の一員として 男女平等を推進します	31
Ⅴ－1. 世界的視野に立った男女共同参画の推進	31
《基本目標Ⅵ》《総合的な推進体制の整備》市民参画による男女共同参画推進組織の設置と 男女共同参画推進モデルとしての市役所における環境整備を図ります	32
Ⅵ－1. 庁内推進体制の整備	32
Ⅵ－2. 男女共同参画推進モデルとしての市役所における環境整備	33
9. 計画の数値目標	34
10. 雲南市男女共同参画10か条・市民宣言	36
11. 参考資料	37

1. 計画改定の趣旨

雲南市は、平成16年11月に町村合併し、雲南市男女共同参画推進条例を制定しました。この条例に基づき、平成19年3月に雲南市男女共同参画計画「気づいて築くうんなんプラン」を策定し、施策を総合的、計画的に展開しています。この計画は、平成19年度から平成26年度の8年間の計画ですが、平成23年度から平成26年度までの具体的施策、数値目標の見直しや新たに重点的な取り組み事項4項目の設定など計画の改定を行うものです。

2. 現行計画策定後の状況

(1) 国の動き

国は、第3次男女共同参画基本計画（平成22年から27年の5年間）を平成22年12月に策定しました。計画において強調すべき視点として、「女性の活躍による経済社会の活性化」「男性、子どもにとっての男女共同参画」「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」「女性に対するあらゆる暴力の根絶」「地域における身近な男女共同参画の推進」を掲げ、15の重点分野における施策の基本的方向と具体的施策を明らかにしました。

(2) 県の動き

島根県は、第2次島根県男女共同参画計画（平成23年度から27年度の5年間）の策定にあたり中間取りまとめを平成22年11月に発表しました。新たな取り組みとして「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」「男性や若者への意識啓発」「男女双方の視点に立った健康づくりの推進」を盛り込み、重点目標8項目を掲げ、施策の方向性を示しました。

(3) 雲南市の状況

平成20年4月に雲南市男女共同参画センターを設置し、研修会、講演会の開催など男女共同参画意識の普及と女性相談やDV対策事業などの体制づくりに努めてきました。

また、市役所内の推進体制として男女共同参画推進本部を設置し、毎年、実施事業を振り返り、年次報告書としてまとめ、男女共同参画施策を総合的に推進してきました。

更に、啓発活動においては、雲南市男女共同参画まちづくりネットワーク会議を組織し、地区懇談会の開催や寸劇の上演など市内各所へ出かけ、市民との話し合いを通して、意識の啓発を図ってきました。

3. 市民意識調査及び事業所調査からみた現状

(1) 男女共同参画に関する市民意識調査

平成22年7月、2,000人を対象に市民意識調査を実施し、898人から回答がありました。調査結果の主な概要は、次のとおりです。

① 男女の役割について

性別役割分担意識について「男は仕事、女は家庭」という考え方に肯定的な人の割合は、36.2%と前回調査(H17)30.8%に比べ、高くなっています。また、男女の地位の平等感では、「男性の方が優遇されていると感じる」割合は66.6%、「平等」は18.6%、「女性の方が優遇されていると感じる」は4.9%で、前回調査（「男性が優遇」69.2%、「平等」が12.5%、「女性が優遇」1.2%）に比べ、男性優遇感が少し下がってきていますが、依然6割を超えています。

② 女性の社会参画について

女性の社会参画が進むべき分野については、「議会の議員」が46.7%、「自治会・PTAの役員」が37.8%と高くなっています。特に男性の場合は「自治会・PTAの役員」を望む割合が48.9%と最も高くなっています。

③ 女性と仕事について

「子どもができてもずっと仕事を続ける方がよい」とする割合が45.9%と最も高く、前回調査39.8%より約7ポイント上昇しています。年代男女別でみると30代女性が最も高く57.6%となっています。また、女性の働きやすさについては、「働き続けにくい」「どちらかといえば働き続けにくい」と回答した人は、70.7%で前回調査65.3%より高くなっています。そして、就業継続の障害として「育児・介護施設が十分ではない」が59.7%、次いで「育児・介護休業などの制度を利用しにくい雰囲気がある」が55.9%となっています。

④ 仕事、家庭生活、地域・個人の生活について

仕事と家庭生活または地域・個人の生活のバランスについて、希望としては、男女とも「仕事と家庭生活をともに優先したい」が最も高く37.2%ですが、現実の優先度としては、男性は、「仕事優先」が26.6%、女性は、「家庭生活優先」が32.6%と最も高くなっています。

また、家庭の仕事等のうち、食事のしたく、片付け、掃除、介護は、妻が担い、「地域活動への参加」「家庭における重大な事柄の決定」は夫がすることが多くなっています。

⑤ 女性の人権

女性のセクシュアル・ハラスメント被害の経験者は、14.9%、ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者は9.9%です。中でも30代女性のDV被害者は最も高く20.3%です。女性の被害をなくすための方策としては、「差別や暴力を許さない人権尊重の教育の充実」が最も高く45.7%、続いて「被害女性のため

の相談機関や保護施設を整備する」が43.2%となっています。

(2) 男女共同参画事業所調査

平成22年4月から5月、従業員30人以上の事業所48社を対象に調査を実施し、31社から回答がありました。調査結果の主な概要は、次のとおりです。

① 労働者数

全体の労働者(3,543人)のうち、派遣、臨時、パートなどの非正規社員の占める割合は、31.0%(男性22.3%、女性40.1%)でした。

② 管理職に占める女性の割合

管理職(役員、部長相当職、課長相当職、係長相当職)に占める女性の割合は、21.7%でした。

③ ポジティブ・アクション(積極的改善措置)について

ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の取り組みについては、「現在取り組んでいる」事業所は、7事業所の22.6%でした。

④ セクシュアル・ハラスメント防止方針の従業員への周知について

「就業規則・労働協約等の書面で明確化し、周知した」事業所が74.2%と高くなっています。

⑤ 仕事と育児の両立について

育児休業制度、介護休業制度とも就業規則等で規定を明示し、周知している事業所がほとんどであり、育児のための勤務時間短縮等の措置については、「短時間制度」の導入が93.5%、「所定労働時間の免除」が87.1%となっています。

⑥ 行政への要望

行政への要望としては、「保育所、学童保育の施設や内容の充実」を望んでいる事業所が最も多く、80.6%あります。

4. 改定計画の性格と期間

- (1) この計画は、国の男女共同参画社会基本法第14条に基づく法定計画であり、また雲南市男女共同参画推進条例第9条の規定により、雲南市における男女共同参画社会づくりの指針として、男女共同参画社会を実現するため市が実施する施策の基本的方向を総合的に示すものです。
- (2) この計画は、雲南市総合計画を上位計画とし、その部門別計画の一つであり、男女共同参画施策を総合的に推進するために他の部門別計画と連携し、市の各部署の施策を男女共同参画の視点から横断的に捉えるものです。
- (3) 期間は、平成23年度から平成26年度までの4年間とします。なお、社会情勢の変化などに対応し適宜見直しを図ります。

5. 基本理念及び基本目標

男女共同参画社会とは、男女が性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、社会の対等な構成員として自らの意思により家庭、地域、学校、職場、その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会です。

また、男女共同参画社会の実現には、男女の意識改革を進めていくことが重要です。

(1) 基本理念

◇男女の人権の尊重

男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取り扱いを受けることなく平等に扱われ、男女間における暴力的行為（身体的または、精神的な苦痛を与える行為をいう。）が根絶され、男女の人権が尊重されることを基本として行われなければならない。

◇社会における制度又は慣行についての配慮

男女共同参画の推進は、固定的な性別役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行を見直し、男女が社会における活動において多様な生き方を選択することができることを基本として行われなければならない。

◇政策等の立案及び決定への男女共同参画

男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において、政策方針の決定、計画の立案等に男女が共同して参画する機会が確保されることを基本として行われなければならない。

◇家庭生活と他の活動の両立

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に家事、育児、介護について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを基本として行われなければならない。

◇国際的協調

男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の形成促進の取組が国際的協調の下で推進されることを基本として行われなければならない。

(2) 基本目標

前述の基本理念に基づく施策を展開するために、次の6つの基本目標を定めます。

基本目標



性別に関わりなく一人ひとりが大切にされる社会をつくります。

基本目標



慣習・慣行による性別役割分担意識を見直し、男女の格差や不平等のない社会を築きます。

基本目標



女性が参画しやすい体制をつくり、ものごとの企画や決定に男女ともに関わることができるように努めます。

基本目標



男女が互いの個性や能力を認め合い、支え合う家庭・職場・地域づくりを進めます。

基本目標



「平和を」の都市宣言の理念により、国際社会の一員として男女平等を推進します。

基本目標



《総合的な推進体制の整備》
市民参画による男女共同参画推進組織の設置と男女共同参画推進モデルとしての市役所における環境整備を図ります。

6. 重点的に取り組む事項

本計画後期4年間において、重点的に取り組む事項を掲げ、積極的に取り組んでいくこととします。

(1) 地域における男女共同参画意識の普及を市民と協働で推進します。

男女共同参画まちづくりネットワーク会議を組織し、男女共同参画意識の啓発を推進してきました。今後、同会議の事業の充実と会員の増員を図ります。

また、性別による固定的役割分担意識の解消など男女共同参画意識が更に浸透し、地域で男女が生き生きと活力あるまちづくりに取り組めるよう様々な団体、グループ、事業所と連携をとり、意識啓発のための研修、講座の開催や情報を提供します。

(2) 仕事と家庭の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）と職場での女性の活躍を推進します。

市内事業者に対し、男女共同参画社会実現の必要性を訴え、仕事と生活の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）と女性の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進を働きかけていきます。また、男性の家庭生活（家事、育児、介護）への参画を呼びかけ、男女の意識変革を図り、誰もが生き生きと豊かに暮らせる環境になるよう働きかけていきます。

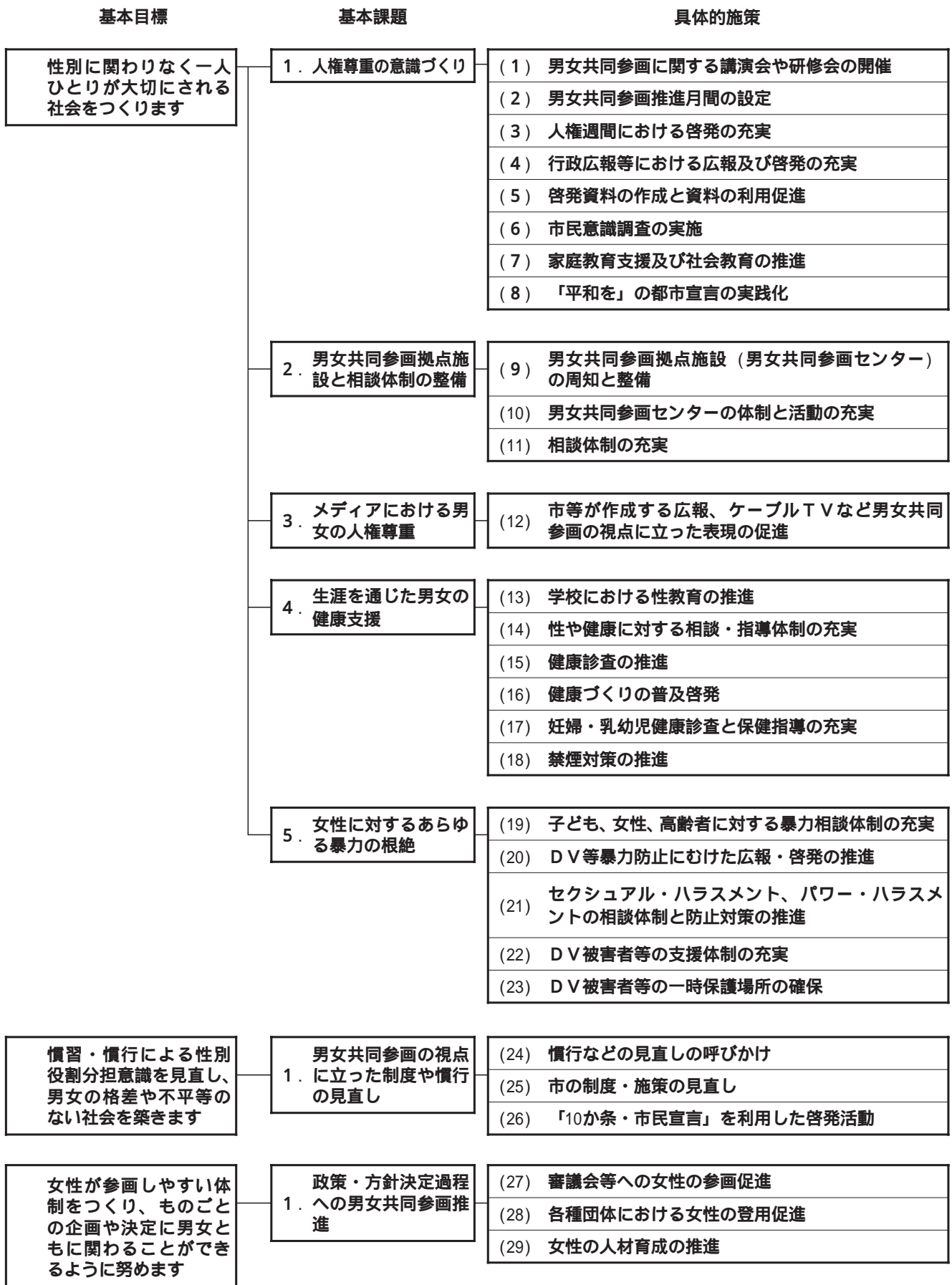
(3) 市の政策や方針決定の場である審議会・各種委員と地域・団体の役員に女性の参画を積極的に進めるとともに女性の人材育成に努めます。

市の審議会等への女性の参画率は、約30%であり、今後、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を市役所全体で進めていきます。また、地域の団体等あらゆる分野における女性の参画が進むよう働きかけていきます。更に、地域で活躍している女性に対し、情報交換の機会を提供したり、女性リーダー育成のための研修会を開催します。

(4) 女性相談窓口を周知し、配偶者からの暴力（DV）の被害者支援と暴力防止及び予防啓発の推進に努めます。

潜在化しがちな配偶者からの暴力やさまざまな悩みを抱える女性の相談窓口を周知し、市役所内及び関係機関との連携を更に強め、適切な相談・支援体制を整えていくとともに、DVの防止や若年層に対する予防啓発を図っていきます。

7. 雲南市男女共同参画計画 改定計画施策体系図



基本目標

基本課題

具体的施策

男女が互いの個性や能力を認め合い、支え合う家庭・職場・地域づくりを進めます

1. 家庭生活への男女共同参画の促進	(30) 家庭生活における男女共同参画意識の啓発 (31) 男性の家庭生活等自立支援の推進 (32) 家庭における子育てサービス、介護サービスの情報提供 (33) 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる相談体制の整備 (34) 福祉のまちづくりにむけての広報活動
2. 子育て支援の充実	(35) 子育てにおける男女共同参画意識の啓発 (36) 子育て支援の体制整備と人材育成 (37) 公共施設の環境整備 (38) 保育所・幼稚園におけるサービスの充実
3. 学校における男女共同参画の推進	(39) 教職員等に対する研修 (40) 幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育 (41) 学校を取り巻く環境における男女共同参画の推進(新規)
4. 労働の場(職場)における男女共同参画の確立	(42) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進(新規) (43) 雇用における諸制度の周知と啓発 (44) 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進 (45) 女性の能力開発のための機会の充実 (46) 育児・介護休業制度等の啓発 (47) 入札参加資格者等の男女共同参画の推進 (48) 事業所の男女共同参画実態調査の実施(新規)
5. 商工農林水産業等における男女共同参画の支援	(49) 商工農林水産業等に従事する女性の労働環境整備 (50) 各種団体への女性の参画促進 (51) 女性の起業や女性生産活動グループの支援 (52) 家族経営協定締結の推進
6. 地域における男女共同参画の推進	(53) 地域・団体での研修会の促進 (54) 市民活動団体の育成支援 (55) 地域団体などへの女性の参画促進 (56) 消防団・自主防災組織等への女性の参画推進 (57) 男女のニーズの違いを把握した防災・災害復興対策の推進 (58) 環境対策における男女共同参画の推進 (59) 消費者被害対策・防犯対策における男女共同参画の推進(新規)

「平和を」の都市宣言の理念により、国際社会の一員として男女平等を推進します

1. 世界的視野に立った男女共同参画の推進	(60) 国際的視野に立った男女共同参画の啓発 (61) 平和と人権の啓発推進
-----------------------	--

総合的な推進体制の整備 市民参画による男女共同参画推進組織の設置と男女共同参画推進モデルとしての市役所における環境整備を図ります

1. 市内推進体制の整備	(62) 市民と協働の推進体制の確立 (63) 市内推進本部会議の充実 (64) 計画の進捗状況の把握と見直し (65) 職員研修の充実 (66) 苦情相談窓口の設置
2. 男女共同参画推進モデルとしての市役所における環境整備	(67) 市役所における女性職員の管理職への積極的登用および育成 (68) 市役所男性職員の育児休暇・休業、介護休暇・休業等の取得促進 (69) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止と相談体制の充実

8. 施策内容

基本目標Ⅰ 性別に関わりなく一人ひとりが大切にされる社会をつくります

I-1. 人権尊重の意識づくり

現状と課題

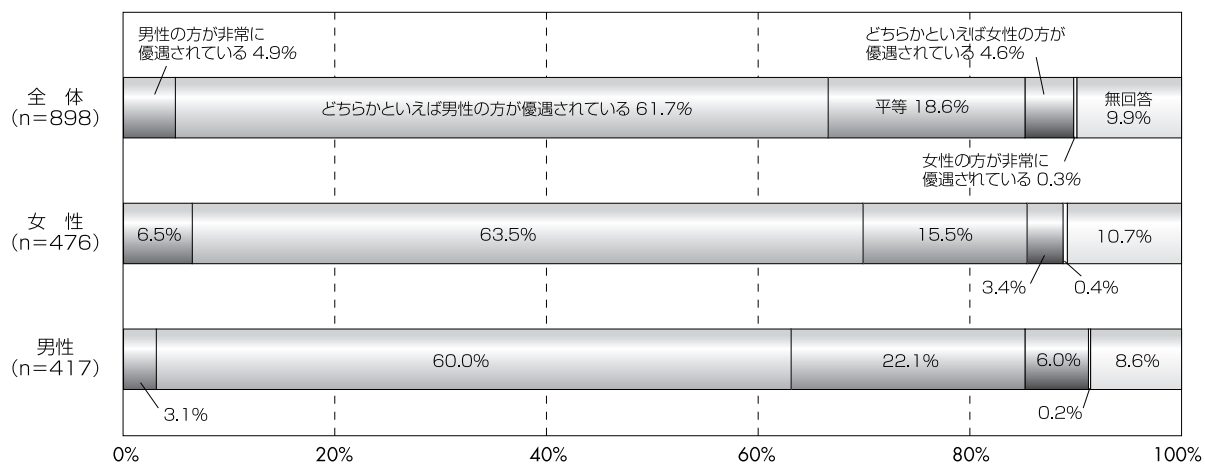
平成16年11月人権センターを設置し、平成18年度『雲南市人権施策基本方針』を策定しました。一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発の総合的な取り組みを推進しています。

また、平成18年度「雲南市男女共同参画計画（気づいて築くうなんプラン）」を策定し、平成20年4月には、男女共同参画センターを人権センターに併設しました。そして、男女共同参画社会の実現を目指し、施策の推進と啓発、相談事業を行っています。

平成22年度市で実施した『男女共同参画市民意識調査』の「男女の地位の平等感」をみると「男性が優遇されていると感じる」割合は66.6%と高く、「平等」は18.6%と低い状況でした。家庭、地域、学校、職場などあらゆる場において、男女共同参画の視点に立った教育や啓発を推進していきます。

■雲南市男女共同参画市民意識調査（平成22年度実施）

Q. 社会全体でみた場合には、男女の地位は平等になっていると思いますか。



	具体的施策	施策内容	所管課
1	男女共同参画に関する講演会や研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画セミナーなど講演会や研修会及び啓発パネルの展示等を開催し、男女の人権尊重意識を高めるための学習機会の提供に努めます。 「雲南市人権施策基本方針（平成18年度策定）」に基づく人権・同和教育研修会や講座を実施します。 	社会教育課 男女共同参画センター 人権センター 総合センター

2	男女共同参画推進月間の設定	・毎年6月に設定している男女共同参画推進月間に、ケーブルTV、市報「うんなん」でのPR、公共施設等での展示など集中的な啓発活動に努めます。	男女共同参画センター
3	人権週間における啓発の充実	・人権強調週間（8月）及び人権週間（12月）において、講演会開催や街頭啓発活動など市民参画の啓発活動を実施します。	人権センター 総合センター
4	行政広報等における広報及び啓発の充実	・市報「うんなん」に男女共同参画が必要であることをあらゆる人に共感できるようわかりやすい表現で情報発信します。 ・ケーブルTV、ホームページなど様々な方法で、情報提供、啓発に努めます。	男女共同参画センター 関係各課
5	啓発資料の作成と資料の利用促進	・人権教育及び男女共同参画啓発冊子（チラシ）を作成し、市民に配布します。 ・市立図書館、学校図書室、男女共同参画センターにおける男女共同参画関係書籍、資料、ビデオ、DVDなどの収集と利用促進に努めます。	男女共同参画センター 人権センター 学校教育課 社会教育課
6	市民意識調査の実施	・男女共同参画施策に反映させるため、市民意識調査を4年に1回実施します。 ・毎年、「市民生活の現状に関するアンケート調査」を実施し、市民の男女の平等感について調査します。	男女共同参画センター 政策推進課
7	家庭教育支援及び社会教育の推進	・家庭における男女共同参画を推進するため男女共同参画の視点に立った学習プログラムを提供します。 ・家族の絆を見直し、ともに支えあう家庭をめざすために、「うんなん家庭の日」を設け推進します。 ・地域における男女共同参画及び人権・同和教育を推進するため社会教育コーディネーター・地域づくり担当職員などを対象とした指導者研修を行います。	社会教育課 男女共同参画センター 人権センター
8	「平和を」の都市宣言の実践化	・愛と平和の教育推進月間（9月～10月）において、お互いのいのちと人権を尊重し、差別のない思いやりにあふれた明るい社会を築くための啓発活動を行います。	社会教育課 人権センター

I-2. 男女共同参画拠点施設と相談体制の整備

現状と課題

平成20年度雲南市男女共同参画センターを設置し、女性のあらゆる相談を受ける体制を整えてきました。その結果、相談件数が年々増加しています。また、「男女共同参画まちづくりネットワーク会議」を組織し、市民との協働による啓発活動や同センター独自の講座、セミナーを実施しています。しかし、男女共同参画センターに対する市民の認知度は低く、これからは、市民に身近な男女共同参画拠点施設となるよう事業の充実と周知を進めていきます。

●女性相談件数	件数（延べ）
平成20年度	38件
平成21年度	75件
平成22年度	76件（平成22年12月末）

	具体的施策	施策内容	所管課
9	男女共同参画拠点施設（男女共同参画センター）の周知と整備	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度人権センターに併設された男女共同参画センターの事業など広く市民に周知します。 女性団体や男女共同参画に関する団体の活動や研修の拠点施設となるよう施設整備を検討します 	男女共同参画センター 管財課
10	男女共同参画センターの体制と活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画センターの人員体制を確保し、専門研修の参加など職員の資質向上を図ります。 	人事課 男女共同参画センター
11	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 女性相談員を配置し、常時相談を受ける体制を確保します。 女性弁護士相談を実施し、より専門的な相談に応じる機会を提供します。 総合センターなど他の相談窓口との連携を図り、相談者に寄り添った対応に努めます。 	男女共同参画センター 総合センター 健康推進課

I-3. メディアにおける男女の人権尊重

現状と課題

男女共同参画についての正しい理解を促進するため、市の広報、ケーブルTVなどを利用して、情報の提供、啓発を行ってきました。メディアにおける表現は、市民への影響力も強く、行政関係者が「男女共同参画の視点」の趣旨を理解するよう研修会を開催します。

	具体的施策	施策内容	所管課
12	市等が作成する広報、ケーブルTVなど男女共同参画の視点に立った表現の促進	<ul style="list-style-type: none">・市等が発行する市報「うんなん」、ケーブルTV、各種刊行物について、男女共同参画の視点に立った表現になるよう努めます。・市職員等関係者研修を行い、市が発信する情報の表現について知識と理解を深めます。	全課 情報政策課 男女共同参画センター

I-4. 生涯を通じた男女の健康支援

現状と課題

男女が、健康に関する正しい知識を得、健康づくりに取り組めるよう、健康教育や健康相談の実施、各種検診の受診率の向上を進めてきました。また、小学生、中学生を対象に、食についての健康教育や調理実習を行い、男女共に食の大切さについての意識啓発を行いました。今後は、男女とも健康について自己管理ができるよう、健康づくりを支援する人材の育成、健康診査の受診率の向上、また、地域全体で健康づくりに取り組む環境を整備していきます。

	具体的施策	施策内容	所管課
13	学校における性教育の推進	・学校教育において発達段階に応じた適切な性教育を推進します。	学校教育課
14	性や健康に対する相談・指導体制の充実	・生涯を通じて性や健康に関する相談体制の充実に努めます。 ・思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じた適切な相談・指導に努めます。	健康推進課
15	健康診査の推進	・女性特有のがん（乳がん・子宮がん）検診を推進します。 ・検診時間や日程の工夫等により壮年期の人が受診しやすいよう環境整備に努めます。 ・健康教育等により検診の重要性について理解を促し、受診率を高めます。	健康推進課
16	健康づくりの普及啓発	・健康づくりについての正しい情報を提供します。 ・健康づくりを支援する人材、組織を育成するとともに健康づくりの環境を整備していきます。	健康推進課
17	妊婦・乳幼児健康診査と保健指導の充実	・妊産婦、乳幼児健診の内容の充実と自己負担軽減を継続します。 ・妊娠届時や赤ちゃん訪問指導時に母親への支援及び父親の育児参加の促進を呼びかけます。	健康推進課
18	禁煙対策の推進	・受動喫煙の問題について啓発します。 ・公共の場での禁煙、分煙を推進します。 ・禁煙教育を推進します。	健康推進課 学校教育課

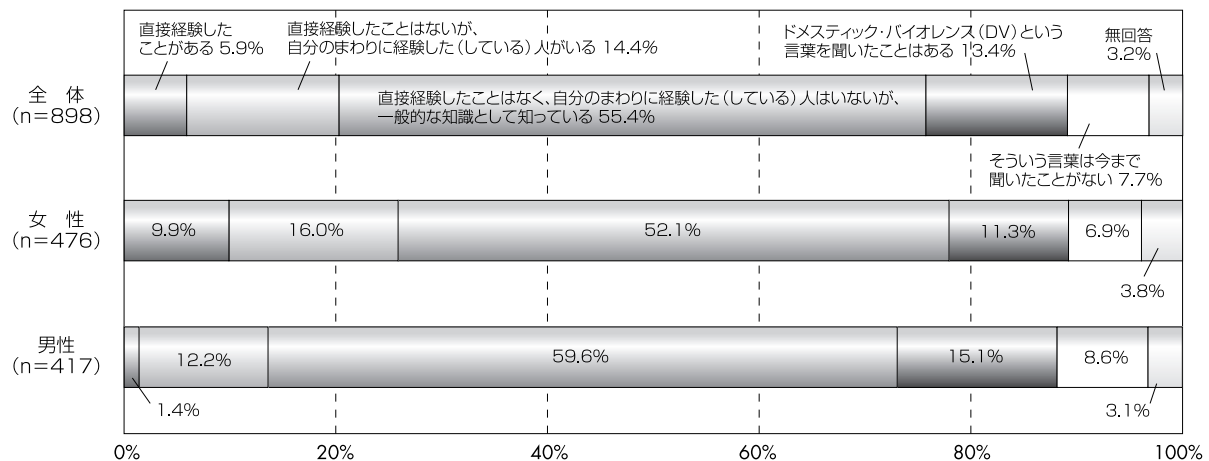
I-5. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

現状と課題

平成22年度実施した市民意識調査において、配偶者からの暴力（DV）による被害経験は、「経験したことがある。自分のまわりにいる」とした人の割合が、20.3%であり、女性のDVの被害者は、9.9%と前回調査（8.4%）より高くなっています。被害者が一人で悩んだり、我慢をしたりしないよう相談窓口の周知並びに若年期からの予防のための教育・啓発を充実させます。

■雲南市男女共同参画市民意識調査（平成22年度実施）

Q. あなたは、夫婦や恋人・パートナーの間での暴力による被害を経験したり見聞きしたりしたことがありますか。



	具体的施策	施策内容	所管課
19	子ども、女性、高齢者に対する暴力相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 子ども、高齢者の虐待、女性への暴力等について、それぞれの所管課（健康推進課、地域包括支援センター、男女共同参画センター）が相談窓口の周知に努めるとともに、職員の資質向上を図るなど相談体制を整えます。 女性弁護士相談など、より専門的な相談の機会を提供します。 	健康推進課 地域包括支援センター 男女共同参画センター
20	DV等暴力防止にむけた広報・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、広報・チラシなどでDVの正しい認識を普及します。 DV撲滅にむけ、市内の関係機関と連携し、市民対象の研修 	男女共同参画センター 学校教育課

		<p>会を年1回行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と連携し、市内中学校の生徒対象にデートDV（交際の男女間におきる暴力）の理解の普及・啓発を図ります。 ・市内高等学校に、デートDVの理解の普及・啓発を働きかけていきます。 	
21	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの相談体制と防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・企業・社会福祉法人・一部事務組合等などに対し、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止に対する意識を高めるよう情報提供や研修会を働きかけます。 	男女共同参画センター 産業推進課
22	DV被害者等の支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者に対して、県、市等の関係機関が連携をもち、被害者への適切な情報提供と早期の自立支援に努めます。 (住民票の取り扱い、医療、年金、住宅、就職など) ・市役所内所管課の担当者連絡会議を開催し、情報交換を行い適切な対応や2次被害が発生しないよう研修を行います。 ・公営住宅への入居において、住居の安定確保のために優先入居に努めます。 	男女共同参画センター 市民環境生活課、子育て支援課、業務管理課 学校教育課
23	DV被害者等の一時保護場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・市、県の関係機関と連携をもち、DV被害者等の一時保護場所の確保に努めます。特に高齢者、障がい者のDV被害者等について緊急避難場所を確保します。 	男女共同参画センター・長寿障がい福祉課・地域包括支援センター

●ドメスティック・バイオレンス（DV）とは

日本語に直訳すると「家庭内の暴力」となり、一般的には「配偶者または同居などで事実婚関係にある男女、または元配偶者など親密な関係にあった男女からふるわれる暴力」とされています。具体的には殴る、蹴る、刃物をつきつけるなどの「身体的暴力」、大声で怒鳴る、無視するなどの「精神的暴力」、手紙やメールをチェックする、友人とのつきあいを監視するなどの「社会的暴力」、生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、性行為の強要や避妊しないなどの「性的暴力」があります。DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、個人の尊厳を害するものであり決して許されません。平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、被害者は一時保護や保護命令の申請などが可能になりました。

（内閣府男女共同参画局作成の資料より）

●デート・DVとは

高校生や大学生など若い世代における「交際相手（恋人）からの暴力」「結婚していない男女間での暴力行為」のことをいいます。（島根県資料より）

内閣府が平成20年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」において、10歳代、20歳代のときの交際相手から被害を受けたことが「あった」と回答した方は、女性13.6%、男性4.3%でした。暴力には、配偶者からの暴力と同様に「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」が含まれ、日本では最近になって問題視されるようになりました。内閣府では、若年層に対して、交際相手や配偶者からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供することが、男女間における暴力の防止に有用であると考え、男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係の構築に向けた啓発の実施を目的に、予防啓発プログラムの開発などを行っています。（内閣府男女共同参画局作成の資料より）

●セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）とは

男女を問わず、相手の意に反した性的な性質の言動で、身体の不必要な接触、立場を利用した性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所のわいせつな写真の展示など様々な形態のものが含まれます。雇用の場においては、男女雇用機会均等法によりセクシュアル・ハラスメント防止のため、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講ずることを事業主に義務づけています。

（内閣府男女共同参画局作成の資料より）

●パワー・ハラスメントとは

現在のところ、パワー・ハラスメント（パワ・ハラ）には明確な公的定義がありませんが「職場において、職務上の地位や影響力に基づき、相手の人格や尊厳を侵害する言動を行うことにより、その人や周囲の人に身体的・精神的苦痛を与え、その就業環境を悪化させること」とされています。具体的には「仕事や人格を否定する」「辞めさせると脅す」「一人だけ呼び出して怒鳴る」などの行為がパワ・ハラと考えられます。（財団法人21世紀職業財団刊行「職場におけるパワーハラスメント防止のために」より）

基本目標Ⅱ 慣習・慣行による性別役割分担意識を見直し、男女の格差や不平等のない社会を築きます

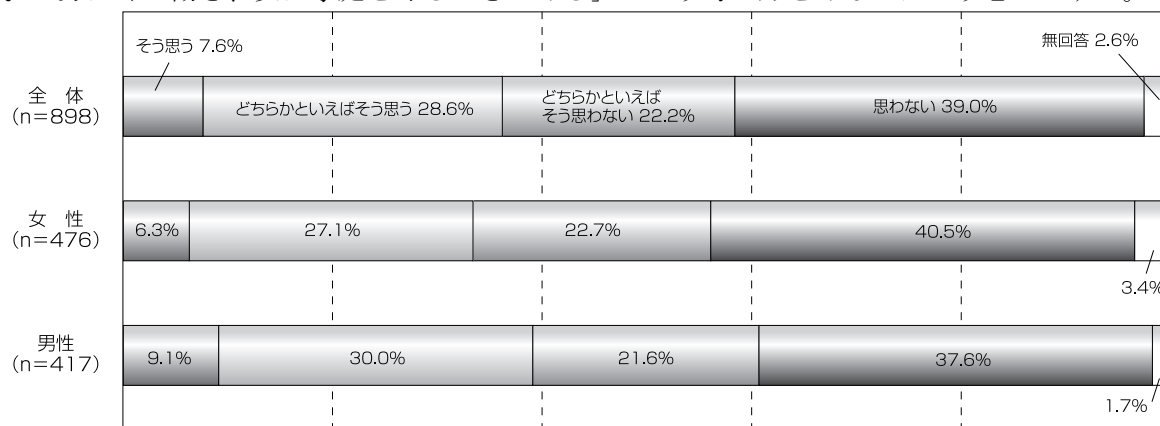
Ⅱ－１．男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し

現状と課題

「男は仕事、女は家庭」といった言葉に代表されるように性別による固定的な役割分担意識が未だ慣習・慣行などに根強く残っているのも現実です。市民意識調査によると「男は仕事、女は家庭」という考え方に肯定的な人の割合は、36.2%で前回調査（H17 30.8%）よりも高くなっています。また、年代が高くなるほど、肯定する意識も高くなる傾向にあります。これらの解消にむけ、関係機関・団体と連携し、様々な機会を捉え啓発活動を行います。

■雲南市男女共同参画市民意識調査（平成22年度実施）

Q. 「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方をあなたはどのように思いますか。



	具体的施策	施策内容	所管課
24	慣行などの見直しの呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> 人々の意識の中に形成された性別役割分担意識の見直しを促す学習機会の提供や情報提供に努めます。 市民意識調査の結果など市民にわかりやすく効果的な資料を作成し、出前講座などで啓発を呼びかけていきます。 	全課 男女共同参画センター
25	市の制度・施策の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の視点から、市の制度や施策などについて、男女共同参画担当者で連携・協議し、点検や見直しを進めます。 	全課 男女共同参画センター
26	「10か条・市民宣言」を利用した啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> 家庭、地域、職場などあらゆる機会において、慣行・しきたりなどによる性別役割分担を見直すきっかけに「10か条・市民宣言」を活用し啓発します。 公共施設や市民の目につきやすいところに「10か条・市民宣言」のポスターを貼付し、意識を促します。 	男女共同参画センター

基本目標Ⅲ. 女性が参画しやすい体制をつくり、ものごとの企画や決定に男女ともに関わることができるように努めます

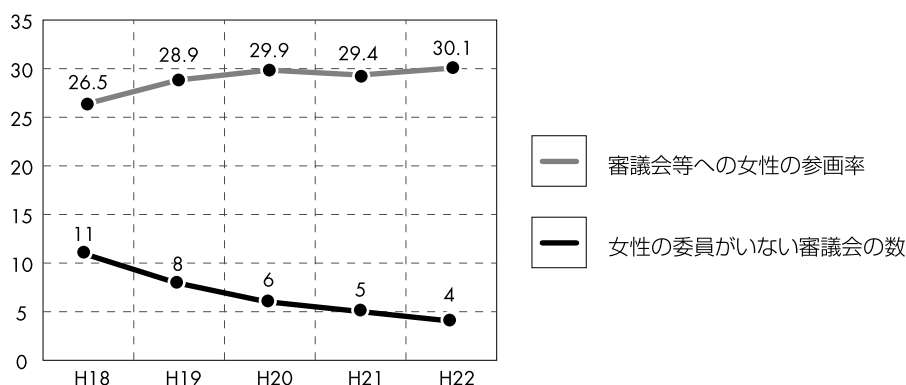
Ⅲ－１. 政策・方針決定過程への男女共同参画推進

現状と課題

市の審議会等への女性の参画率を平成22年度目標40%としていましたが、平成22年4月現在、30.1%と目標には到達できませんでした。女性参画の重要性の理解のもと全庁的な取り組みを促進し、目標数値40%を目指します。また、男女が社会の構成員としてあらゆる分野で政策・方針決定、計画の立案等に参画する機会を確保できるよう地域、団体等での女性の役員参画を働きかけていきます。

また、女性の人材育成に積極的に取り組み、女性の活動を支援します。

■雲南市の審議会等への女性の参画状況（H19～H22で目標とした審議会等の調査）



	具体的施策	施策内容	所管課
27	審議会等への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> 市の政策や方針決定を行う審議会等において、男女いずれかの委員の数が、委員総数の4割を満たすよう委員編成に努めます。 女性の委員がない審議会等をなくすことを目指します。 	全課
28	各種団体における女性の登用促進	市内の様々な団体において、女性の参画が促進されるよう団体に働きかけたり、情報提供をします。	地域振興課 男女共同参画センター
29	女性の人材育成の推進	市内の男女共同参画に意欲のある人の人材登録の整備や地域で活躍する女性のリーダー育成のため、継続的な研修会を開催します。	男女共同参画センター 社会教育課

H23～H26で目標とする審議会等（法令・条例）への女性委員の参画状況

（平成22年4月1日現在）

審議会等名	現員数	女性の委員数	割合（％）
教育委員会 ※委員により任期が異なる	6	2	33.3
選挙管理委員会	4	2	50.0
公平委員会	3	1	33.3
監査委員 ※委員により任期が異なる	2	0	0.0
農業委員会	36	5	13.9
固定資産評価委員会	3	0	0.0
雲南市情報公開審査会	5	1	20.0
雲南市人権センター運営審議会	15	4	26.7
雲南市企業立地審査会	8	2	25.0
雲南市男女共同参画推進委員会	15	9	60.0
身体教育医学研究所うなんん運営委員会	16	1	6.3
雲南市農業労働災害共済事業運営審査委員会	10	3	30.0
雲南市土地区画整理審議会	10	0	0.0
雲南市次世代育成支援対策地域協議会	12	11	91.7
雲南地域委員会	63	17	27.0
雲南市図書館協議会	13	9	69.2
雲南市国民健康保険運営委員会	20	7	35.0
民生委員推薦会	7	2	28.6
雲南市予防接種健康被害調査委員会	5	1	20.0
雲南市都市計画審議会	13	2	15.4
雲南市環境審議会	20	7	35.0
雲南市営住宅入居者選考委員会	6	2	33.3
雲南市文化財保護審議会	10	1	10.0
社会教育委員会	12	4	33.3
雲南市個人情報保護審議会	5	1	20.0
幡屋財産区管理会	7	0	0
雲南市水道事業に関する審議会	11	4	36.4
雲南市防災会議	29	0	0
行政相談委員	6	2	33.3
人権擁護委員	12	5	41.7
民生委員・児童委員	142	59	41.6
体育指導委員	67	14	20.9
保護司	29	7	26.9
	622	184	29.6

基本目標Ⅳ. 男女が互いの個性や能力を認め合い、支え合う家庭・職場・地域づくりを進めます

Ⅳ－１. 家庭生活への男女共同参画の促進

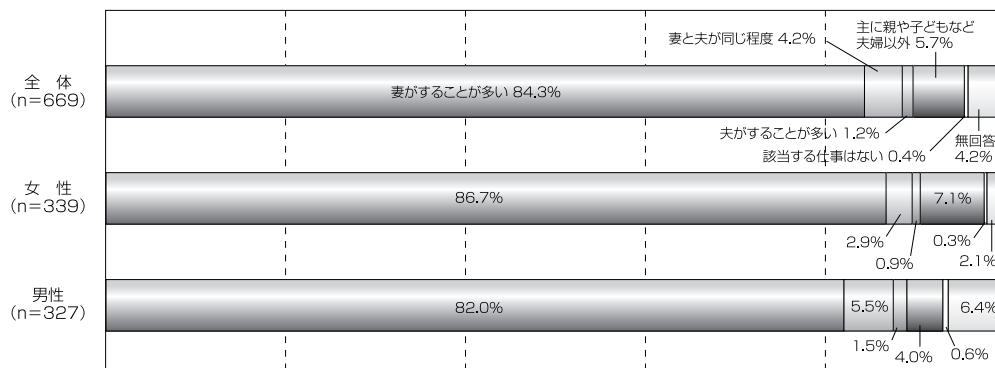
現状と課題

家庭では、男女が協力し、社会の支援のもと、家事、育児、介護等を円滑に行うことが大切です。しかし、市民意識調査の結果をみると、ほとんどの家庭の仕事等は女性が担っています。そこには、性別による固定的役割分担意識が働いたり、男性の長時間労働なども影響していると思われる。

多様なニーズに対応した子育てや介護などの支援と相談体制を充実させ、環境の整備を整えると共に様々な団体、機関、事業所と連携し、家庭生活における男女共同参画意識を促します。

■雲南市男女共同参画市民意識調査（平成22年度実施）

Q. 家庭の中で食事のしたくはだれが担当されていますか。（配偶者のいる方へ）



	具体的施策	施策内容	所管課
30	家庭生活における男女共同参画意識の啓発	・家庭生活において、男女共同参画を推進するための学習会や講座をPTAなど各種団体と連携し進めます。	男女共同参画センター 社会教育課 地域振興課
31	男性の家庭生活等自立支援の推進	・男女共同参画を目的として、男性を対象とした「生活自立支援のための講座」などを開催します。 ・地域自主組織で自主的な講座、教室の開催を働きかけます。 ・男性の自主的な啓発グループの結成を働きかけます。	男女共同参画センター 社会教育課 地域振興課
32	家庭における子育てサービス、介護サービスの情報提供	・家庭生活における子育てや介護等の負担を軽減するよう、子育て支援サービスや介護サービスなどについて、情報提供を行います。	子育て支援課 地域包括支援センター

33	高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる相談体制の整備	・高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせ、また、地域社会への参加が容易になるよう、相談窓口の周知を図るとともに体制の充実を図ります。	健康福祉総務課、長寿障がい福祉課、地域包括支援センター、地域振興課
34	福祉のまちづくりにむけての広報活動	・「雲南市総合保健福祉計画」に基づき、福祉のまちづくりに関する市民の意識を高めるため広報活動に努めます。	健康福祉総務課 長寿障がい福祉課、地域包括支援センター、子育て支援課、健康推進課

●雲南市総合保健福祉計画とは

雲南市では、平成19年3月『雲南市総合保健福祉計画』を策定しました。この計画は、地域に住む人たちの支えあい、ふれあいの生まれる環境づくりと医療機関等関係機関との連携体制の充実を図り、安心できる福祉・医療・子育て環境を目指し策定したものです。

IV-2. 子育て支援の充実

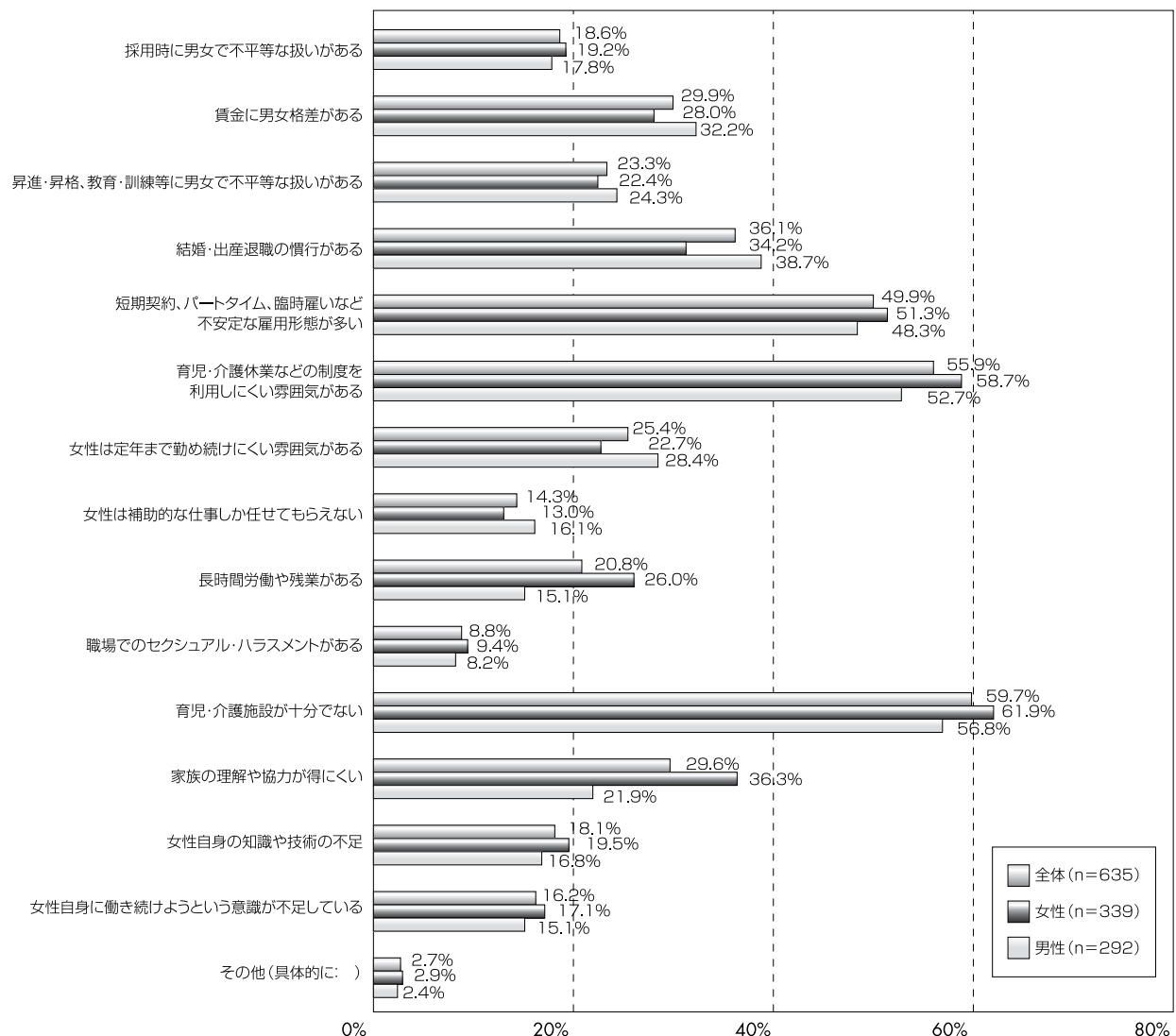
現状と課題

女性が働き続けていくためには「子育て支援の体制整備や保育所・幼稚園におけるサービスの充実」が必要です。市民意識調査をみても「女性の就業継続の障害」として、最も高かったのが、「育児・介護施設が十分でないこと」であり、事業所調査における「行政への要望」として一番高かったのが、「保育所、学童保育の施設や内容の充実」でした。今後、次世代育成支援行動計画の推進を強力に図っていきます。

■雲南市男女共同参画市民意識調査（平成22年度実施）

Q. 女性が働き続けていく上で、障害となっているのはどのようなことだと思いますか。

（女性が働き続けていくことに「どちらかといえば働き続けにくい」「働き続けにくい」と回答した人に質問：複数回答）



	具体的施策	施策内容	所管課
35	子育てにおける男女共同参画意識の啓発	・男女共同参画を推進するため、性別による役割分担意識を見直し、家庭で男女の協力による育児や家事を促進するために、パンフレットなどによる啓発や講座などの学習機会を設けます。	子育て支援課 社会教育課 男女共同参画センター
36	子育て支援の体制整備と人材育成	・子育て支援センターの更なる充実を図るとともに、地域での相談体制の強化を行い、地域、子育て支援サークル、幼稚園、保育所、ファミリーサポートセンター等との連携を図り、子育て家庭を地域全体で支援する体制の確立を目指します。	子育て支援課 学校教育課
37	公共施設的环境整備	・子どもたちとその家族が安心して生活できるよう、公共施設におけるバリアフリー化やユニバーサルデザイン化（施設等の整備において、子どもや妊産婦をはじめとするあらゆる人が利用しやすい視点）を推進します。 ・幼い子どもたちも安心して遊べる公園など公的施設的环境整備や授乳児を連れて利用できる公的施設の充実を目指し、多目的トイレ整備に併せたベビーシートの設置、公共施設の用途に併せた授乳室の設置を検討します。	都市建築課 子育て支援課
38	保育所・幼稚園におけるサービスの充実	・ライフスタイルの変化や共働き世帯の増加などに伴い、子育て支援のニーズは多種・多様化しており、仕事と子育てが両立できるよう保育所や子育て支援センター、放課後児童クラブなどによる子育て・保育サービスの充実に努めます。 ・幼保一体化を進めるとともに、預かり保育の拡充を進めていきます。	子育て支援課 学校教育課

●雲南市次世代育成支援行動計画とは

雲南市の次世代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的に平成16年度策定しました。この計画は、平成17年度から平成26年度までの10年間の計画で、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象として、集中的、計画的、総合的に進めていく次世代育成対策の目標、施策の内容や実施時期等を定めたものです。そして、平成21年度に平成22年度から平成26年度の指針を定めた後期計画を策定しました。

IV-3. 学校における男女共同参画の推進

現状と課題

「男女平等教育」は、学校教育の基本でもあり、市民意識調査をみても「学校教育の現場」における「男女の地位の平等感」は、他の分野より高く、65.3%でした。

子どもたちは、小さいときから男女共同参画の視点に立った教育を受けることが大切であり、市内小中学校におけるキャリア教育の推進、「お弁当の日」の活動などをおして、男女共同参画意識の育成に取り組んでいきます。また、学校を取り巻く環境においても女性の参画が進むよう働きかけていきます。

	具体的施策	施策内容	所管課
39	教職員等に対する研修	・教職員、保育士に対して、男女共同参画の理念を理解し、推進することができるよう研修会の開催を促します。	学校教育課
40	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	・幼児・児童・生徒がキャリア教育推進プログラム（「夢」発見プログラム）の展開により、しっかりとした勤労観、職業観を身につけ、社会人として自立していくことができるよう進めていきます。 ・市内小中学校が地域、PTAと連携し、「お弁当の日」を設け、児童生徒の食に対する意識を高めるとともに、家族が協力して家庭生活を行うことの大切さも理解するよう進めていきます。	学校教育課 社会教育課
41	学校を取り巻く環境における男女共同参画の推進	・学校評議員、PTAの役員等に女性の参画を促進します。	学校教育課

●キャリア教育推進プログラムとは

「キャリア教育」とは、「児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てる教育」とされています。雲南市の子どもたちが「ふるさと雲南」の地域資源「人・もの・こと」や伝統文化にふれ、温かい人々との交流を通して、将来への夢や希望、勤労観、職業観を発達段階に応じて身に付ける学習プログラムのことを言い、雲南市では「夢」発見プログラムと命名しています。

●お弁当の日とは

あらかじめ決められた日に、子どもたちができるだけ一人で弁当を作り、それを学校へ持って行って食べる日です。家族の会話やふれあいを増やし、子どもたちに「生きる力」「いのちを大切にする気持ち」「人への感謝の気持ち」を育成することをねらいとしています。雲南市内全小中学校で行う「夢」発見プログラムに位置付けています。

IV-4. 労働の場（職場）における男女共同参画の確立

現状と課題

雇用の場における男女の平等感について市民意識調査をみると、「平等」は31.1%、「男性の方が優遇されている」が、56.3%と高い結果でした。

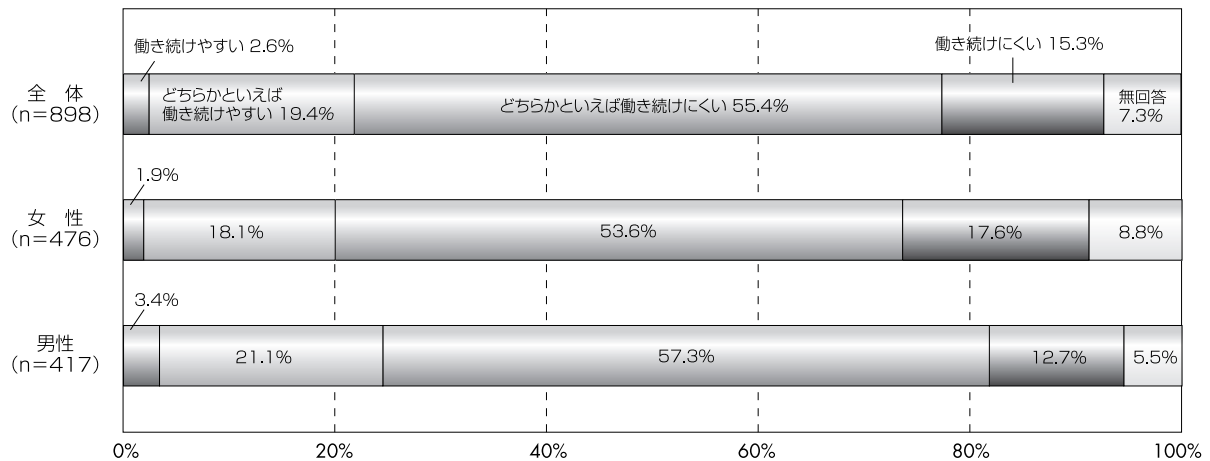
また、「女性が働き続けていくことにどのような状況か」という質問に対して、「働き続けにくい」と回答した人は、70.7%でした。

さらに、事業所調査において、女性は、男性に比べると、正規職員の比率が低く、管理職登用も21.7%と低い状況でした。

今後、雇用の場における男女平等の実現並びに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を事業所に積極的に働きかけていきます。

■雲南市男女共同参画市民意識調査（平成22年度実施）

Q. 一般的に女性が働き続けていくことに、現在どのような状況にあると思いますか。



	具体的施策	施策内容	所管課
42	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	・事業所に対し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理解と促進を図るため、講演会の開催や関係機関からの啓発物の配布など情報提供を行います。	産業推進課 子育て支援課 男女共同参画センター
43	雇用における諸制度の周知と啓発	・企業や事業所、事業主などに「男女雇用機会均等法」「パートタイム労働法」について、県や関係機関と連携して、情報提供をし、男女の格差解消を働きかけます。	産業推進課 商工観光課 男女共同参画センター
44	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進	・男女労働者の格差解消に向けたポジティブ・アクションの推進について、事業主への研修会の開催などにより啓発を進めます。	産業推進課 商工観光課、男女共同参画センター

45	女性の能力開発のための機会の充実	・女性の能力の向上や技術を取得できるよう関係機関と連携し、情報の収集と提供を行います。	産業推進課 商工観光課、男女共同参画センター
46	育児・介護休業制度等の啓発	・企業などに対して育児休暇制度や多様な勤務形態の導入等の情報提供や啓発を行うとともに、特に男性に対しその取得についての啓発に努めます。	産業推進課 子育て支援課 男女共同参画センター
47	入札参加資格者等の男女共同参画の推進	・男女共同参画に関する項目を加点対象としている総合評価落札方式の入札を増やすよう努めるとともに、競争入札参加資格の評価の要件に男女共同参画の項目を入れるよう検討します。	管財課
48	事業所の男女共同参画実態調査の実施	・事業所での男女共同参画の取り組みについて、調査を行い、実態を把握し、施策の進め方の参考とします。	産業推進課 男女共同参画センター

●仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）とは

家庭責任を果たしたり、健康保持、自己研修等のため、文字通り、仕事と生活のバランスを整えることです。要すれば、「働き方の見直し」を行うことですが、単に労働時間を短くするというのではなく、仕事の進め方や時間管理の効率化を進めると共に、短時間勤務、フレックスタイム制、在宅勤務、多目的な長期休業などの多様な時間制度を選択できる柔軟な就業環境を整えることを指します。（内閣府男女共同参画局作成の資料より）

●積極的改善措置（ポジティブ・アクション）とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。「男女共同参画社会基本法」第二条では「積極的改善措置」として規定されています。

我が国では、審議会等委員の登用や公務員の採用、登用等で積極的改善措置を進めており、企業でも男女労働者間における格差解消に積極的に取り組む姿勢が広がりつつあります。

（内閣府男女共同参画局作成の資料より）

IV-5. 商工農林水産業等における男女共同参画の支援

現状と課題

商工農林水産業等自営業者の「働く場」において、生きがいを持って働き、農家に対し、加重労働にならないよう家族経営協定農家を増やしていきます。

	具体的施策	施策内容	所管課
49	商工農林水産業等に 従事する女性の労働 環境整備	・商工農林水産業及びサービス業などの自営業で働く女性の労働環境整備や地位向上に向けての意識啓発を図ります。	農林振興課 商工観光課
50	各種団体への女性の 参画促進	・商工農林水産業関係各種団体などの方針決定の場への女性の参画を促進します。	農林振興課 農業委員会
51	女性の起業や女性生 産活動グループの支 援	・商工農林水産業及びサービス業などで働く女性や起業をめざす女性、女性生産活動グループに対する情報提供や各種活動支援を進めます。	産業推進課 農林振興課 商工観光課
52	家族経営協定締結の 推進	・家族経営協定の必要性について理解を深め、家族農業経営世帯に普及・啓発を行います。 ・家族経営協定として「農業経営の方針決定」「労働時間・休日」など取り決めをするよう、家族農業経営世帯に働きかけます。	産業推進課 農林振興課 商工観光課

●家族経営協定締結とは

家族農業経営は、家族だからこそのよい点がたくさんあります。経営と生活の境目が明確でなく、各世帯員の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件が曖昧になりやすく、そこから様々な不満やストレスが生まれがちです。そこで、家族農業経営にたずさわる各世帯員が意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。具体的には、「農業経営の方針決定」「労働時間・休日」「農業面の役割分担」などの取り決めをする場合が多いようです。

IV-6. 地域における男女共同参画の推進

現状と課題

平成22年度から公民館を廃止、交流センターを設置し、交流センターを拠点に地域自主組織が主体となり地域活動を行う体制を進めてきました。新たにスタートした地域自主組織の役員への女性の参画は、まだ少なく、地域で老若男女が企画段階から参画できるよう、また、地域で活動する様々な分野で男女共同参画の視点が反映されるよう各種団体等へ意識啓発を進めていきます。

	具体的施策	施策内容	所管課
53	地域・団体での研修会の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で主体的に課題を解決する意識の高揚のため、まちづくりに関する研修会などを開催し、男女がともに地域づくりに参画しようとする意識を高めます。 ・地域の団体（地域自主組織、PTAなど）で男女共同参画に関わる研修会、講座を開催できるよう講師、学習プログラムの紹介など情報提供します。 	地域振興課 社会教育課 男女共同参画センター
54	市民活動団体の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・女性団体へ補助金を交付し、自主的な活動を支援します。 ・地域にある市民活動団体を支援し、市民主体のまちづくりを推進していきます。 ・地域で男女共同参画を推進する自主的なグループを育成支援していきます。 	社会教育課 地域振興課 男女共同参画センター
55	地域団体などへの女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自主組織など地域団体で女性の参画が進むよう（特に役員）各団体へ働きかけたり、情報提供をします。 	地域振興課 男女共同参画センター 総合センター
56	消防団・自主防災組織等への女性の参画推進	<ul style="list-style-type: none"> ・女性消防団員（現在9名）の役割や適正な人員配置について、「消防団組織検討委員会」の中で検討します。今後、女性消防団員が増えるよう広く周知します。 ・自主防災組織については、地域自主組織を中心に設立の促進を図り、活動の中で女性が活躍できる体制をより一層推進していきます。 	総務課 地域振興課

57	男女のニーズの違いを把握した防災・災害復興対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画において、避難所運営にかかる留意事項として「年齢性別によるニーズの相違への配慮」を記載しています。今後、避難所運営マニュアルの策定にあわせ、年齢や性別によるニーズの違いを把握し、具体的な対処方法を検討します。 	総務課
58	環境対策における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地球環境対策や自然環境保護を進める中、環境問題への取り組みに対して、男女がともに参画できるよう促します。 	市民環境生活課
59	消費者被害対策・防犯対策における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で消費者被害や犯罪にあわないよう、市民が主体となった地域ぐるみの活動を支援していく中で、男女が協力して安心な社会を築いていくよう促します。 	市民環境生活課 総務課

基本目標Ⅴ.「平和を」の都市宣言の理念により、国際社会の一員として男女平等を推進します

V-1. 世界的視野に立った男女共同参画の推進

現状と課題

国際社会では、性別、国籍、民族を問わず市民一人ひとりが互いに人権を尊重し、地域社会の一員として交流を図ることが大切です。

	具体的施策	施策内容	所管課
60	国際的視野に立った男女共同参画の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・世界の中で先進的な取り組みを進めている男女共同参画推進国の状況等資料収集や情報提供を図ります。 ・国際交流活動を通じ、男女共同参画の国際的な感覚を体感できる機会とします。 	男女共同参画センター 地域振興課
61	平和と人権の啓発推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「平和を」の都市宣言を受けて、平和と人権について考える講演会を開催し、世界の恒久平和に向けて啓発します。 	社会教育課 人権センター

基本目標Ⅵ「総合的な推進体制の整備」市民参画による男女共同参画推進組織の設置と男女共同参画推進モデルとしての市役所における環境整備を図ります

Ⅵ-1. 庁内推進体制の整備

現状と課題

市役所内に男女共同参画推進本部を設立し、男女共同参画施策の全庁的推進を図っています。また、同本部連絡会において、施策の進捗状況や見直しを行ってきました。市民への啓発活動については、男女共同参画まちづくりネットワーク会議を設置し、市民と協働による推進体制を整えてきました。今後は、更に会員数を増やし、ネットワークを市内全域に広げていきます。

	具体的施策	施策内容	所管課
62	市民と協働の推進体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画施策についての審議機関である「雲南市男女共同参画推進委員会」を設置し、市の施策について審議します。（2年任期、15名、一部公募） ・雲南市男女共同参画まちづくりネットワーク会議（H22 会員26名）による男女共同参画の啓発を推進していきます。また、会員数の増加を図ります。 ・島根県男女共同参画サポーターと連携し、地域での課題を見つけ、その解決に向け活動を支援します。 ・島根県男女共同参画サポーターによる活動がより充実するよう同サポーターの増員（特に男性）を図ります。 	男女共同参画センター
63	庁内推進本部会議の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・雲南市男女共同参画推進本部会議、連絡会を開催し、庁内での推進体制の強化を図ります。 	全課 男女共同参画センター
64	計画の進捗状況の把握と見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画計画の進捗状況や計画の見直しのため、調査・研究をします。 ・毎年、男女共同参画施策の実施状況を把握し、年次報告書を作成し、公表します。 	全課 男女共同参画センター
65	職員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての職員が男女共同参画の視点に立った施策を推進できるように、年1回以上の研修を行い、職員の資質向上を図ります。 	人事課 男女共同参画センター 人権センター

66	苦情相談窓口の設置	・市が行う男女共同参画施策等についての苦情や相談窓口を設置します。	男女共同参画センター
----	-----------	-----------------------------------	------------

VI-2. 男女共同参画推進モデルとしての市役所における環境整備

現状と課題

市役所を推進モデルとして環境整備を図るよう取り組んできました。今後は、更に実効あるものに進めていきます。

	具体的施策	施策内容	所管課
67	市役所における女性職員の管理職への積極的登用および育成	・職員の人材育成と人材把握に努め、女性職員の管理職への登用を積極的に推進します。	人事課
68	市役所男性職員の育児休暇・休業、介護休暇・休業等の取得促進	・男性職員の子育てや介護への参画に関する意識啓発を進めます。 ・関連する法改正・制度改正に的確に対応するとともに、休暇・休業を取得しやすい職場環境を整えます。	人事課
69	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止と相談体制の充実	・セクシュアル・ハラスメント防止規程と庁内相談窓口を全職員に周知します。 ・セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に関する啓発と研修を行うとともに相談窓口へ相談しやすい環境づくりに努めます。 ・毎年度、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントについて、アンケート調査を行い実態把握に努めます。	人事課

9. 計画の数値目標

基本目標	基本課題	項目	H18 4 / 1	現状値 H22	目標数値 (H26)	所管課
I	1	1 男女共同参画に関する講演会 や研修会の開催				男女共同参画センター 総合センター
		啓発パネル展の実施回数	1 か所	8 か所 (H21)	6 か所	
		男女共同参画に関する講演会 の参加者数 (新規)		380人 (H21)	450人	
II	1	24 慣行などの見直しの呼びかけ				
		性別による役割分担に否定的 な人の割合	62.2%	61.2%	75.0%	男女共同参画センター
		社会全体における男女の平等 感	12.5%	18.6%	50.0%	男女共同参画センター
		男女が平等に扱われていると 感じる割合 (新規)		男57.9% 女47.9%	70.0% 70.0%	政策推進課
III	1	27 審議会等への女性の参画促進				
		市の審議会等への女性の参画 率 (法律・条例)	26.5%	29.6%	40.0%	各課
		女性の委員がいない審議会等 の数 (審議会等合計)	11 (39)	5 (33)	0	各課
IV	1	31 男性の家庭生活等自立支援の 推進				
		「生活自立支援のための講座」な どを開催している地域自主組織	3 館	13館 (H21)	15か所	地域振興課 男女共同参画センター
	2	38 保育所、幼稚園におけるサー ビスの充実				
		延長保育	4 か所	7 か所 (H21)	8 か所	子育て支援課
		一時保育	6 か所	7 か所 (H21)	8 か所	子育て支援課
		休日保育	0 か所	1 か所 (H21)	1 か所	子育て支援課
		病後児保育	1 か所	2 か所 (H21)	2 か所	子育て支援課
子育てサークル等団体数	9 団体	9 団体 (H21)	10 団体	子育て支援課		
放課後児童クラブ数	7 か所	9 か所 (H21)	10 か所	子育て支援課		

基本目標	基本課題	項目	H18 4/1	現状値 H22	目標数値 (H26)	所管課
IV	5	50 各種団体への女性の参画促進				
		女性農業委員数	3人	5人 (H21)	6人	農林振興課 農業委員会
		女性農業士数	4人	2人 (H21)	4人	農林振興課 農業委員会
	5	51 女性の起業や女性生産活動グループの支援				
		農林水産業関係の女性生産活動グループ数	10団体	10団体 (H21)	12団体	産業推進課 農林振興課 商工観光課
	6	52 家族経営協定締結の推進				
		家族経営協定締結農家数	16戸	14戸 (H21)	16戸	農林振興課
6	53 地域・団体での研修会の促進					
		男女共同参画の視点に立った学習会等を開催している地域自主組織	12館	9館 (H21)	15か所	地域振興課 男女共同参画センター
VI	1	65 職員研修の充実				
		人権・男女共同参画の視点に立った市職員等研修の参加率(1回以上/年間)	72.9%	63.9% (H21)	100%	人事課 男女共同参画センター 人権センター
	2	67 市役所における女性職員の管理職への積極的登用および育成				
		女性の管理職への登用率	21.1%	21.2%	25.0%	人事課
	68 市役所男性職員の育児休暇・休業、介護休暇・休業等の取得促進					
		市役所男性職員の育児休業取得者数	0人	0人 (H21)	1人以上	人事課

雲	南	市	市民 宣言
男女共同参画			
10か条			

私たち雲南市民は、身近な家庭・学校・職場・地域で、性別に関わりなく、あなたも私も輝く住みよい雲南市を築いていくため、次の10か条にもとづき行動することを宣言します。

- 1 条 「やってもらってあたりまえ」、家事・育児・介護を誰かにまかせっきりではありませんか？家庭での話し合いを大切に、あなたにできることから実行しましょう。
- 2 条 「男女共同参画ってどんなこと?」、男女の人権の尊重と男女共同参画について学び合いましょう。
- 3 条 「男だから」「女だから」にとらわれず個性を大切に、「自分らしく」生きていく意識を育てましょう。
- 4 条 性別にとらわれず、個人の能力・適性が生かせる職場（働く場）にしましょう。
- 5 条 男性も女性も育児休暇・介護休暇などの休暇が取りやすい職場にしましょう。
- 6 条 社会を支えているのは、私たち、みんなです！男女の区別なく、地域活動に参画しましょう。
- 7 条 「一人一票制^{※1}」や「早く来た人から奥につめて座る」など、みんなが出席しやすい自治会にしましょう。
- 8 条 冠婚葬祭などにおける、性別による固定的な慣習やしきたりを改めましょう。
- 9 条 セクシュアル・ハラスメント^{※2}やドメスティック・バイオレンス（DV）^{※3}などの人権侵害はしません／許しません。
- 10 条 女性のチャレンジと活躍を応援し、エンパワーメント（力をつけること）^{※4}を高めます。

この市民宣言は、雲南市男女共同参画推進（策定）委員会の議論の中で、市民のめざすべき指針としてつくりあげたものです。

※1 「一人一票制」：自治会などにおいて、世帯単位ではなく、構成員ごとの参加を基本とした制度。

※2 「セクシュアル・ハラスメント」：相手の意に反した性的な言葉や身体への不必要な接触などにより、特に雇用の場においては、労働条件について不利益を受けたり働きにくくしたりして、女性労働者の就業環境を害すること。

※3 「ドメスティック・バイオレンス」：一般的に、夫や恋人など親密な関係にある、またはあった男性から女性に対しての身体的・精神的・性的な暴力。

※4 「エンパワーメント（力をつけること）」：誰もが本来もっている個性や能力を、学習によって引き出し、政治的、経済的、社会的、文化的に力をもった存在になること。

ご家庭、集会所、公民館、事業所などで掲示してご活用ください。

参 考 資 料

・雲南市男女共同参画推進委員会委員及びオブザーバー名簿……	38
・雲南市男女共同参画推進本部連絡会及び事務局……………	39
・雲南市男女共同参画計画 改定の審議経過……………	40
・男女共同参画社会基本法……………	41
・雲南市男女共同参画推進条例……………	45
・雲南市男女共同参画推進本部設置要綱……………	49
・男女共同参画に関する雲南市民の意識調査……………	51
・「平和を」の都市宣言……………	65

■雲南市男女共同参画推進委員会委員名簿

(任期：平成21年4月1日から平成23年3月31日)

(順不同、敬称略)

番号	委員氏名	所属機関・団体名等	住所
1	吾郷康子	前島根県商工会女性部連合会長	雲南市木次町
2	石田美幸	島根県男女共同参画サポーター（雲南市代表）	雲南市木次町
3	猪野郁子	島根大学名誉教授	松江市
4	内田英子	公募委員	雲南市大東町
5	大島久光	公募委員	雲南市木次町
6	加納佳子	公募委員（島根県男女共同参画サポーター）	雲南市大東町
7	才木稔	島根三洋電機株式会社 総務課課長	斐川町
8	齊藤佐恵子	公募委員（島根県男女共同参画サポーター）	雲南市加茂町
9	三嶋亮	雲南市小中学校長会代表	雲南市吉田町
10	品川宣子	公募委員（島根県男女共同参画サポーター）	雲南市吉田町
11	谷戸仁子	公募委員	雲南市三刀屋町
12	坪倉千尋	旧掛合町公民館協議会会長	雲南市掛合町
13	朽谷治	公募委員	雲南市掛合町
14	村尾晴子	雲南市議会代表	雲南市木次町
15	吉長雅昭	雲南人権擁護委員協議会代表	雲南市吉田町

(役員)

会長	吾郷康子
副会長	大島久光

■オブザーバー

(順不同、敬称略)

永瀬豊美	雲南市教育委員会教育委員長
小川洋子	(財)しまね女性センター事業課専門員

■平成22年度雲南市男女共同参画推進本部連絡会

◎会長 (敬称略)

番号	所	属	職名	氏名
1	政策企画部	政策推進課	課長	佐藤 満
2	総務部	総務課	次長	◎ 福間 克巳
3	市民部	市民環境生活課	次長	小林 功
4	健康福祉部	健康福祉総務課	次長	稲岡 恵子
5	産業振興部	産業推進課	課長	田中 孝治
6	建設部	業務管理課	課長	古田 光弘
7	教育委員会	教育総務課	次長	安井 修

■平成22年度雲南市男女共同参画推進委員会事務局

1	所	属	職名	氏名
2	総務部		部長	渡部 彰夫
3	総務部	総務課	次長	福間 克巳
4	総務部	人権推進室 (男女共同参画センター)	所長	坂本 武男
5	総務部	人権推進室 (男女共同参画センター)	次長	陶山 隆樹
6	総務部	人権推進室 (男女共同参画センター)	企画官	塔間 絹子
7	総務部	人権推進室 (男女共同参画センター)	副主幹	錦織 慎司
8	総務部	人権推進室 (男女共同参画センター)	副主幹	坪内 直子
9	総務部	人権推進室 (男女共同参画センター)	女性相談員	陶山 かおり

■雲南市男女共同参画計画 改定の審議経過

年月日	会議等	主な内容
平成22年 6月 2日	第1回推進本部会議連絡会	スケジュール、基本的方向
6月 4日	第1回男女共同参画推進委員会	改定スケジュール、諮問
7月26日	第2回男女共同参画推進委員会	事業所調査結果など
8月 6日	第2回推進本部会議連絡会	検討（施策内容、数値目標）
8月 9日	第3回男女共同参画推進委員会 及び推進本部会議連絡会合同会	現状と課題について（意見交換）
9月27日	第3回推進本部会議連絡会	検討（全般、重点的な取り組み）
11月 1日	第4回推進本部会議連絡会	検討（全般、重点的な取り組み）
11月22日	第4回男女共同参画推進委員会	答申書案検討
12月22日	計画改定について答申	吾郷会長から速水市長へ
平成23年 2月 1日	男女共同参画推進本部会議	改定計画案協議
2月 9日	総務部常任委員会	改定計画案説明
2月 9日～ 3月 9日	パブリック・コメントの実施	
3月14日	第5回男女共同参画推進委員会	パブリック・コメントの結果
3月15日	男女共同参画推進本部会議	改定計画決定・公表

○男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ

ること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、

前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

○雲南市男女共同参画推進条例

平成 16 年 11 月 1 日
条例第 12 号

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、男女は、すべて人として平等であって、個人として尊重されなければならない。男女共同参画はすでに世界の大きな流れであり、国際連合における国際的な合意に基づくものであるとともに、これまで男女平等の実現に向けた様々な取り組みが国内外において進められてきた。

しかし、社会のあらゆる分野において性別によって役割を分ける社会通念、慣習、しきたりがいまなお根深く残っており、とりわけ、職場、家庭、地域社会においては、男女の平等が充分には実現されていない状況にある。

一方、少子高齢化や家族・地域社会の変化、情報技術等の急速な進展により、女性の社会進出が一層求められている。国においては、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号。以下「法」という。)が制定され、男女が

互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の形成は21世紀の最重要課題と位置付けられている。

このような状況を踏まえ、雲南市においても、男女共同参画社会の形成は新しい価値の創造であり、市民のだれもが安心して生き生きと豊かに暮らしていくためには、地域の特性に応じた男女共同参画の総合的かつ計画的な推進について、市、市民及び事業者が協力、連携して取り組むことが重要である。

ここに雲南市の男女共同参画の推進に関し、基本理念並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会の実現を目指す。

(目的)

第1条 この条例は、法にのっとり、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の基本的施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として自らの意思により職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。

(2) 事業者 市内において営利・非営利、個人・法人を問わず事業を営んでいるものをいう。

(3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方に不快を与えその者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく平等に扱われ、自己の意思と責任によりそれぞれの生き方を選択し、個性と能力を発揮する機会が確保されること、男女間における暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。)が根絶されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること及びその他の男女の人権が尊重されることを基本として行われなければならない。

2 男女共同参画の推進は、固定的な性別役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行を見直し、男女が社会における活動において多様な生き方を選択することができることを基本として行われなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において政策方針の決定、計画の立案等に男女が共同して参画する機会が確保されることを基本として行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に家事、育児、介護について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを基本として行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の形成促進の取り組みが国際的協調の下で推進されることを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(以下「男女共同参画施策」という。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画施策の策定及び実施に当たり、男女間に格差が生じていると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国及び県と相互に連携及び協力して取り組むものとする。

4 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭・職場・地域社会・学校などで固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣行を見直すように努め、あらゆる分野において男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、基本理念についての理解を深め、市が実施する男女共同参画の推進のための施策に積極的に協力、協働するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念についての理解を深め、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職場における活動と家庭生活における活動、その他の活動とを両立して行うことができる職場環境にするよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するとともに、市から要請があったときには男女共同参画の推進状況を明らかにするよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会、職場、家庭、学校、地域等あらゆる場において、性別による差別的扱いを行ってはならない。

2 何人も、社会、職場、家庭、学校、地域等あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 夫婦間を含むすべての男女間における身体的、精神的、性的及び経済的等すべての暴力や虐待を禁止する。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報の表現で、男女間における暴力的行為やセクシュアル・ハラスメントを助長したり、連想させるようなものは行わないよう努めなければならない。

(男女共同参画計画)

第9条 市は、法第14条第3項に基づき雲南市の男女共同参画に関する計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 前項の男女共同参画計画の策定に当たっては、広く市民の意見を反映できるように努めるとともに、雲南市男女共同参画推進委員会の意見を聴かななければならない。

3 市は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前3項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合に準用する。

(施策の実施等に当たっての配慮)

第10条 市は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(男女共同参画推進月間)

第11条 市は、市民及び事業者の間に広く男女共同参画についての関心と理

解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(広報活動等)

第12条 市は、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動その他の適切な措置を講ずるものとする。

(教育における配慮)

第13条 市は、学校教育及び生涯教育において、基本理念に配慮した教育が行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第14条 市は、男女共同参画施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するものとする。

(市民及び事業者への支援)

第15条 市は、市民及び事業者の男女共同参画の推進に関する取り組みを支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(相談及び苦情への対応)

第16条 市長は、性別に基づく差別、人権の侵害、男女間における暴力的行為などに関する相談及び苦情に対する助言、指導を行う苦情相談窓口を置き、他の苦情処理機関等と連携をとり、相談者に対し必要な支援を行うなど解決に努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の苦情の処理に当たり、雲南市男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。

(調査研究)

第17条 市は、男女共同参画施策を推進するため、必要な調査研究を行うものとする。

2 市長は、調査研究の結果を公表するものとする。

(年次報告)

第18条 市長は、毎年、男女共同参画施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(男女共同参画推進委員会の設置)

第19条 市は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、雲南市男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

2 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

(2) 市が実施する男女共同参画施策の実施状況について意見を述べること。

(3) 第9条第2項及び第16条第2項によりその権限に属させられた事務

3 男女いずれかの一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

○雲南市男女共同参画推進本部設置要綱

平成 20 年 6 月 25 日
訓令第 10 号

(設置)

第 1 条 雲南市男女共同参画推進条例(平成 16 年雲南町条例第 12 号。以下「条例」という。)に基づき、雲南市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(目的)

第 2 条 推進本部は、雲南市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 雲南市男女共同参画計画における具体的施策の推進に関する事
- (2) 男女共同参画に関し、関係する部課等の総合的な連絡調整に関する事
- (3) 前 2 号に定めるものの他、前条の目的を達成するために必要な事項に関する事

(組織)

第 4 条 本部は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本部長 市長
- (2) 副本部長 副市長及び教育長
- (3) 本部員 別表に掲げる職にある者

(会議)

第 5 条 推進本部は、本部長が招集し、本部長は、会議の議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、関係する職員を推進本部の会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(連絡会)

第 6 条 推進本部に連絡会を置く。

2 連絡会は、推進本部の指示することについて、調査及び検討するものとする。

3 連絡会委員は、本部長が別に定める。

4 連絡会に会長をおき、会長は連絡会に属する会員のうちから本部長が指名する。

5 会長は、連絡会の事務を掌理し、連絡会において、調査、検討した結果を本部長に報告しなければならない。

(庶務)

第 7 条 推進本部の庶務は、総務部人権推進室において処理する。

(その他)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 20 年 5 月 23 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日訓令第 10 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第4条関係)

雲南市男女共同参画推進本部本部員名簿

役職	職名
本部員	政策企画部長
〃	総務部長
〃	市民部長
〃	健康福祉部長
〃	産業振興部長
〃	建設部長
〃	債権管理対策局長
〃	会計管理者
〃	議会事務局長
〃	水道局長
〃	教育委員会教育部長
〃	大東総合センター所長
〃	加茂総合センター所長
〃	木次総合センター所長
〃	三刀屋総合センター所長
〃	吉田総合センター所長
〃	掛合総合センター所長
〃	総務部次長

*事務局：総務部人権推進室
(平成21年4月から平成23年3月)

平成 22 年度雲南市男女共同参画に関する市民意識調査

1. 調査目的

男女共同参画に関する施策の充実を図るとともに、雲南市男女共同参画計画(平成 19 年～平成 26 年の 8 年間)の見直しに係る基礎資料とするため、市民の意識と実態を把握するため実施した。

2. 調査設定

- (1) 調査地域 市内全域
- (2) 調査対象 20 歳以上の男女
- (3) 標本数 2, 000 人
- (4) 標本抽出法 無作為抽出
(旧 6 町村ごと、男女別、年代別にほぼ均等に無作為に抽出)
- (5) 調査方法 郵送法
- (6) 調査期間 平成22年7月1日～15日 (7月31日最終回答票到着)
- (7) 調査内容 男女の役割について、女性の社会参画について、女性と仕事について
仕事、家庭生活、地域・個人の生活について、女性の人権について、
男女共同参画に関する用語、機関について

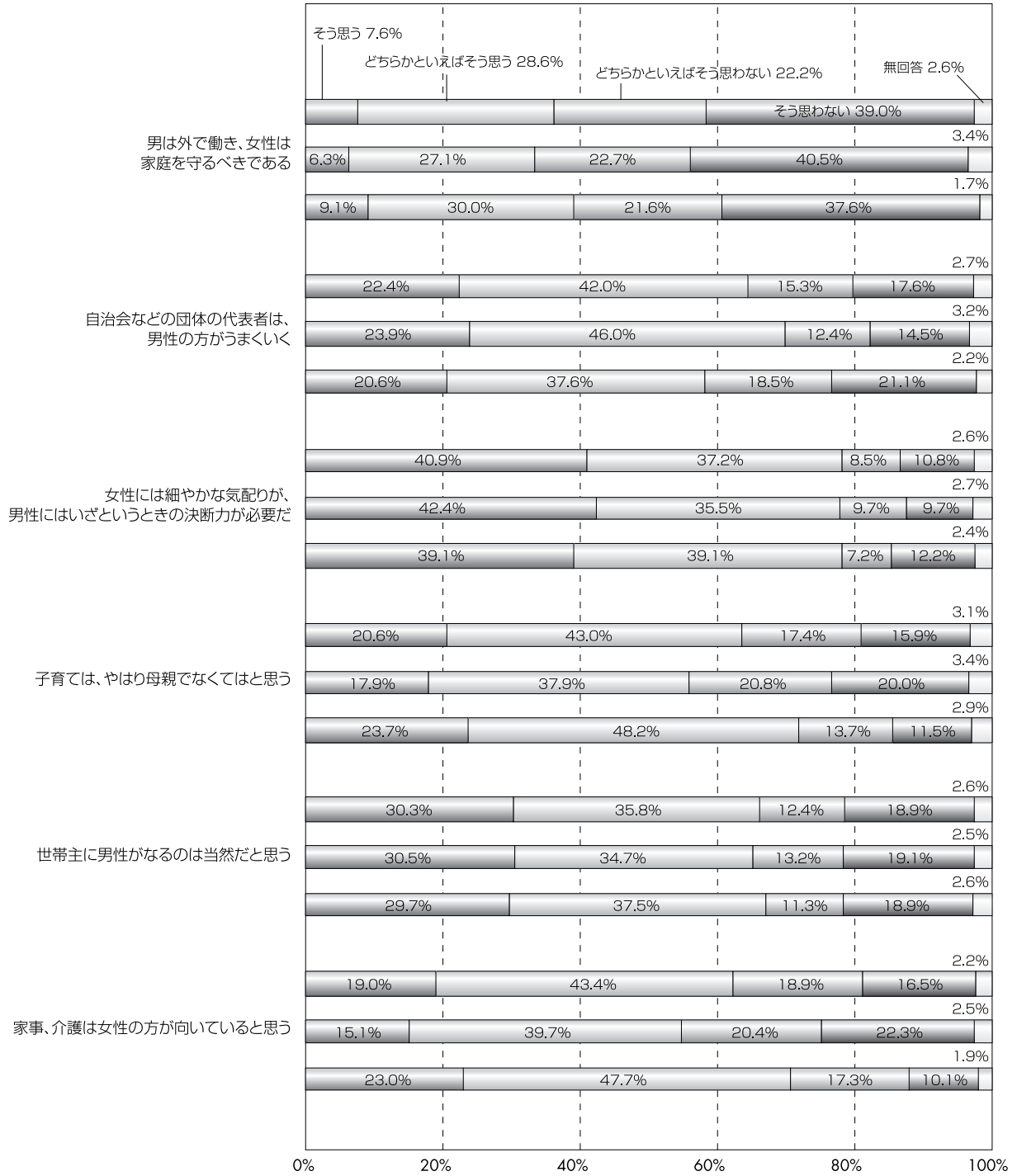
3. 回収結果

- 調査標本数 2, 000 人
- 有効回収数 898 人(女性476人、男性417人、性別不明5人)
- 有効回収率 44. 9%

1 性別による役割を固定する考え方について、あなたはどのように思いますか。

性別役割等に関する意識

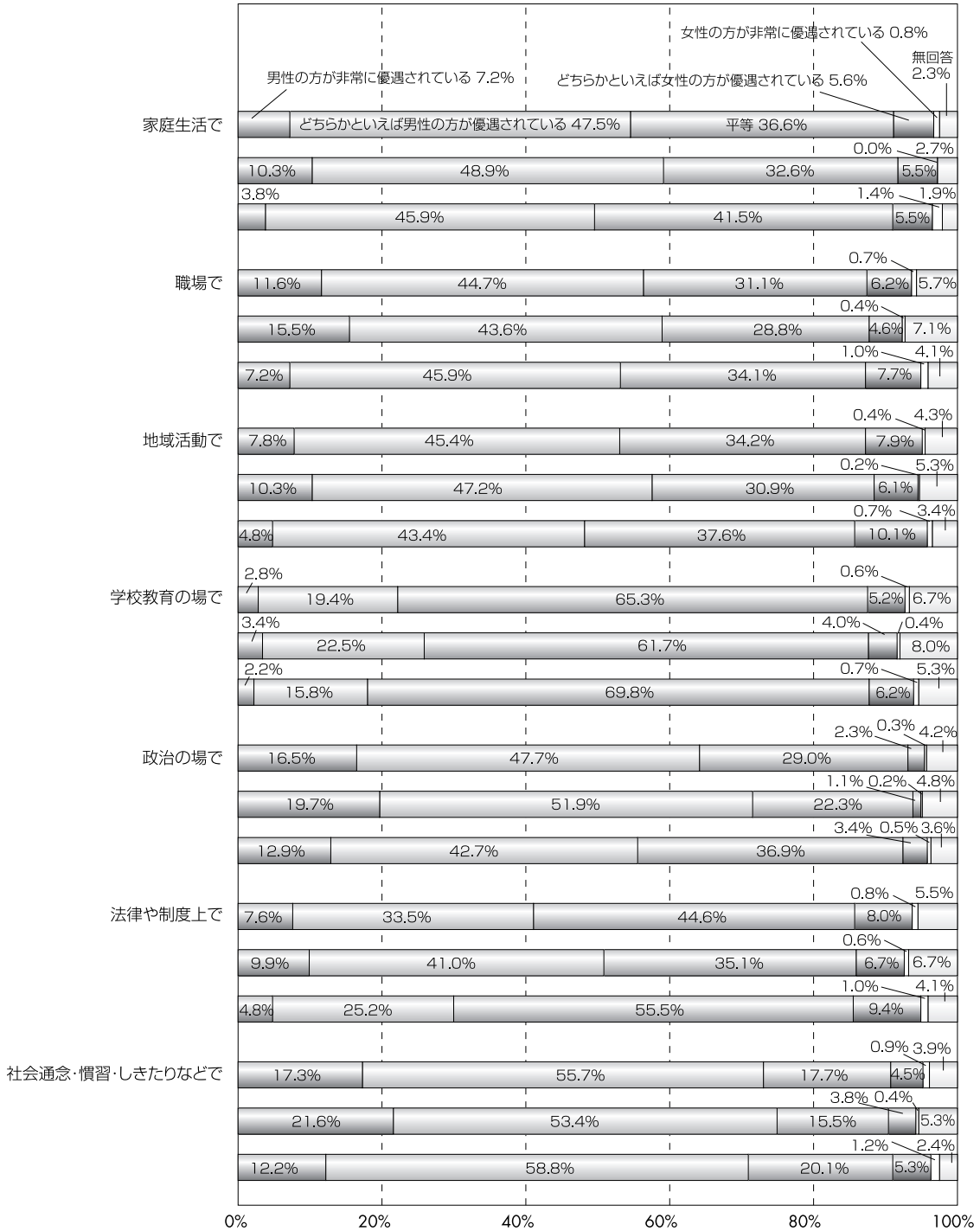
【上段:全体 中段:女性 下段:男性】



2 次にあげるような分野で男女の地位は、平等になっていると思いますか。

各分野における男女の地位の平等感

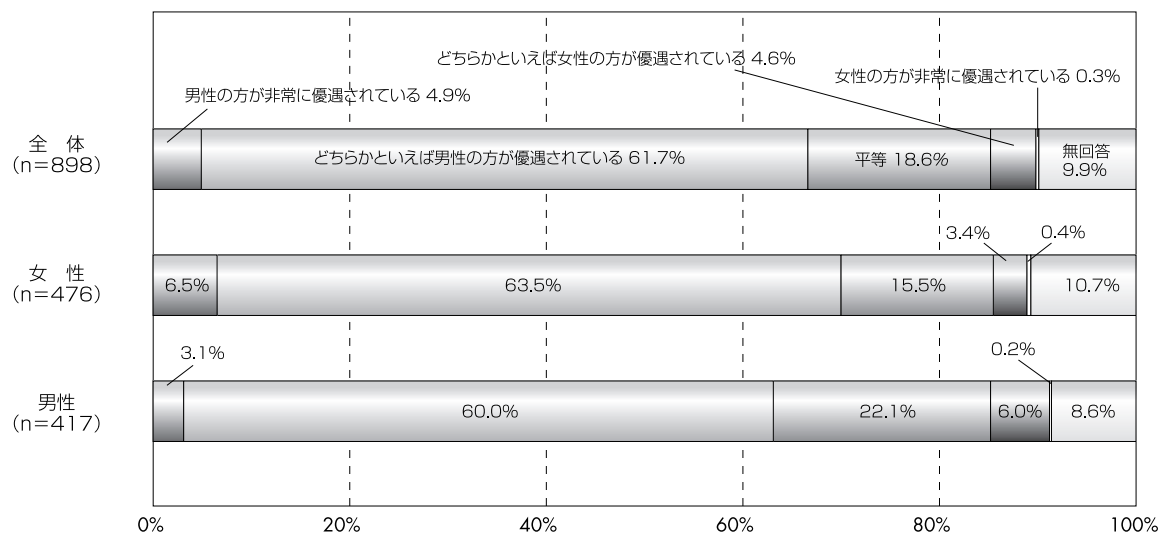
【上段:全体 中段:女性 下段:男性】



3 社会全体でみた場合には、男女の地位は平等になっていると思いますか。

社会全体における男女の地位の平等感

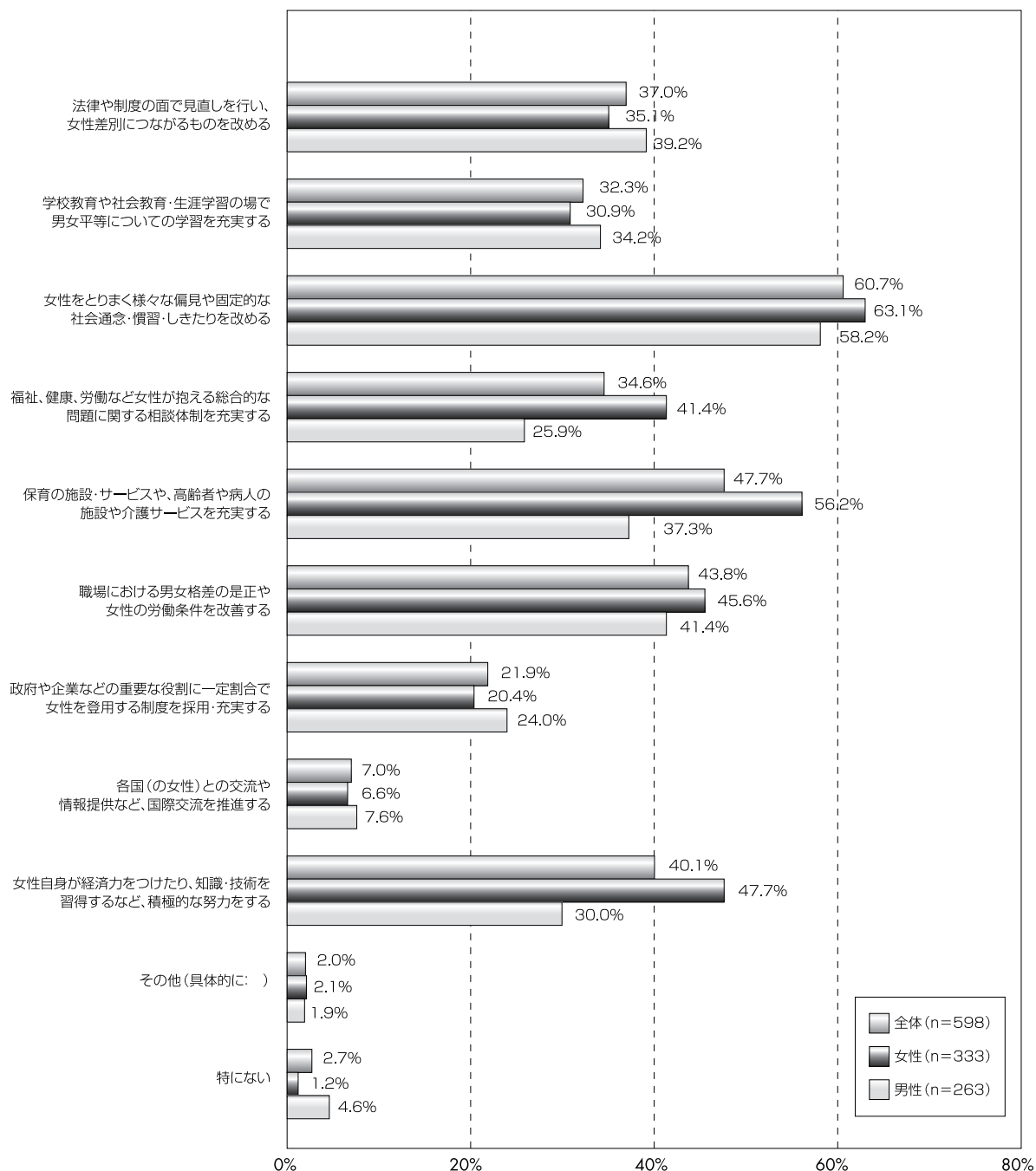
【上段:全体 中段:女性 下段:男性】



男性の方が優遇されていると答えた人に

今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるためにどのようなことが必要だと思いますか。
[複数回答]

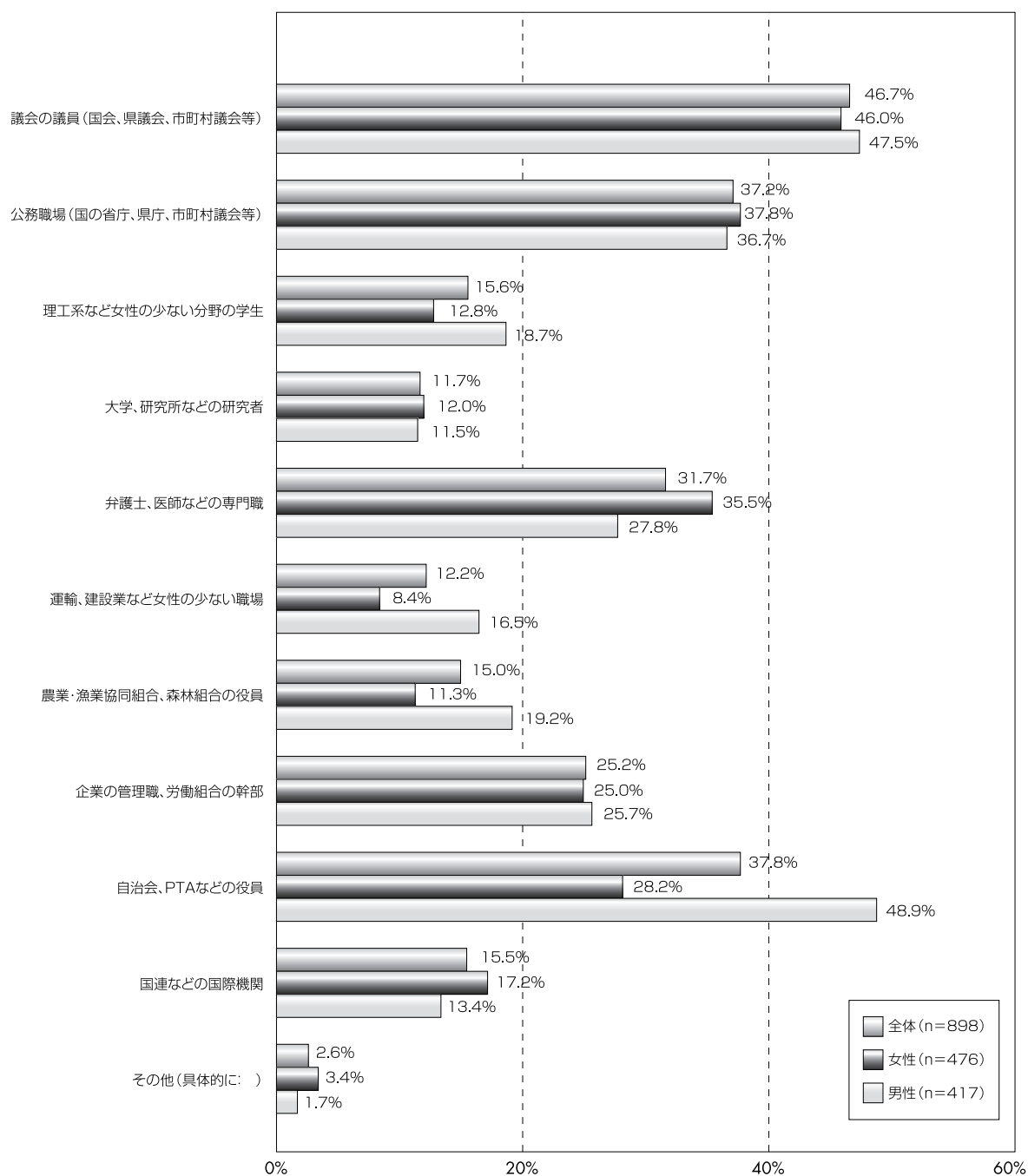
男女があらゆる分野で平等になるための方策



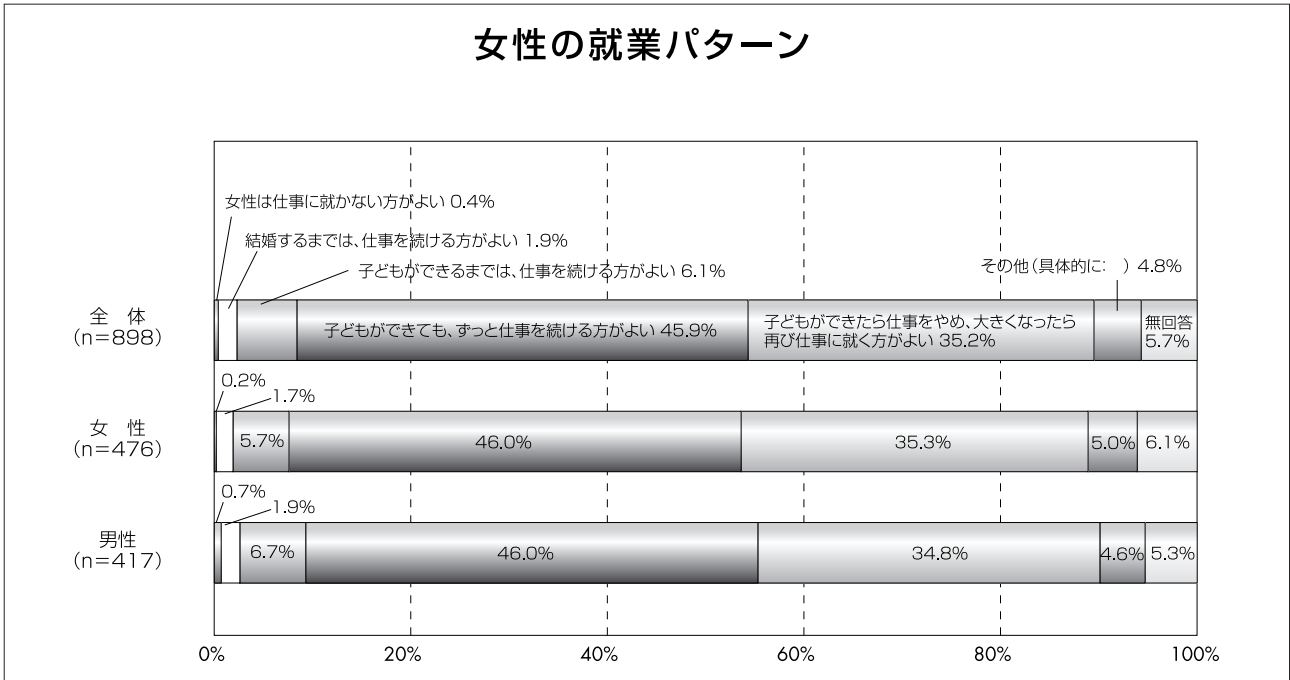
4 あなたは、今後どのような分野で特に女性の社会参画が進むべきだと思いますか。

[複数回答]

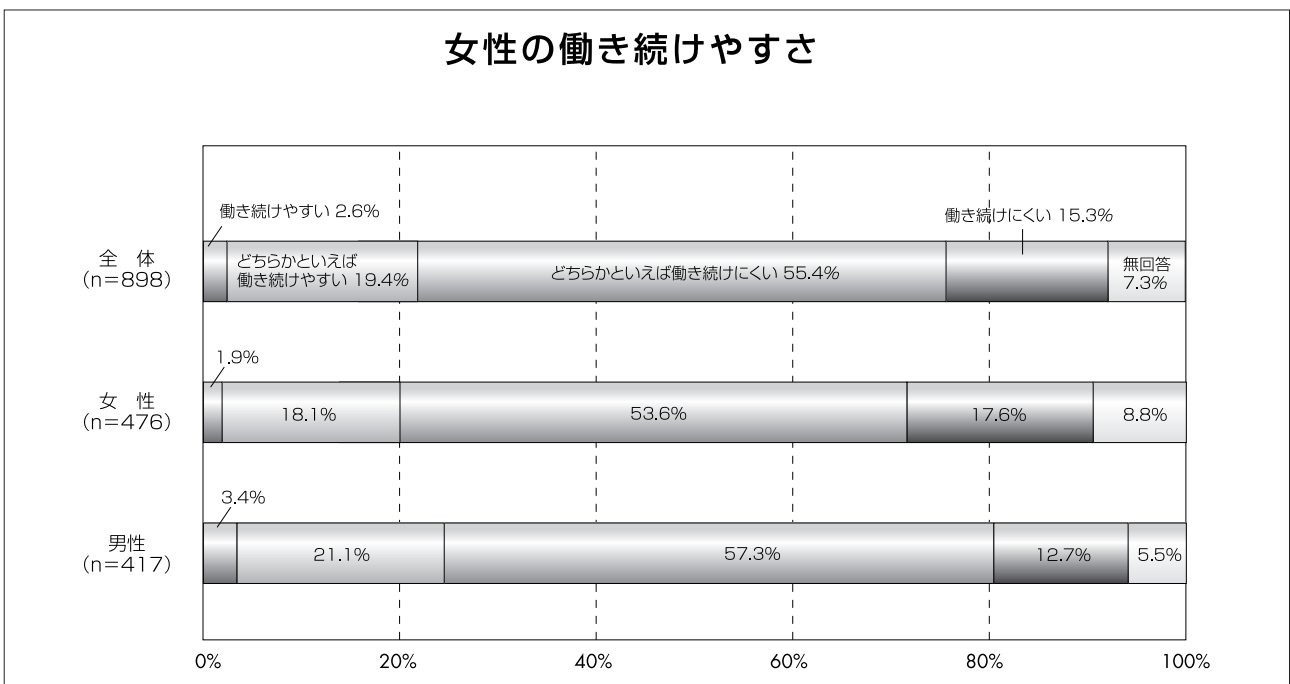
女性の社会参画を推進すべき分野



5 一般に女性と仕事について、あなたはどうお考えですか。



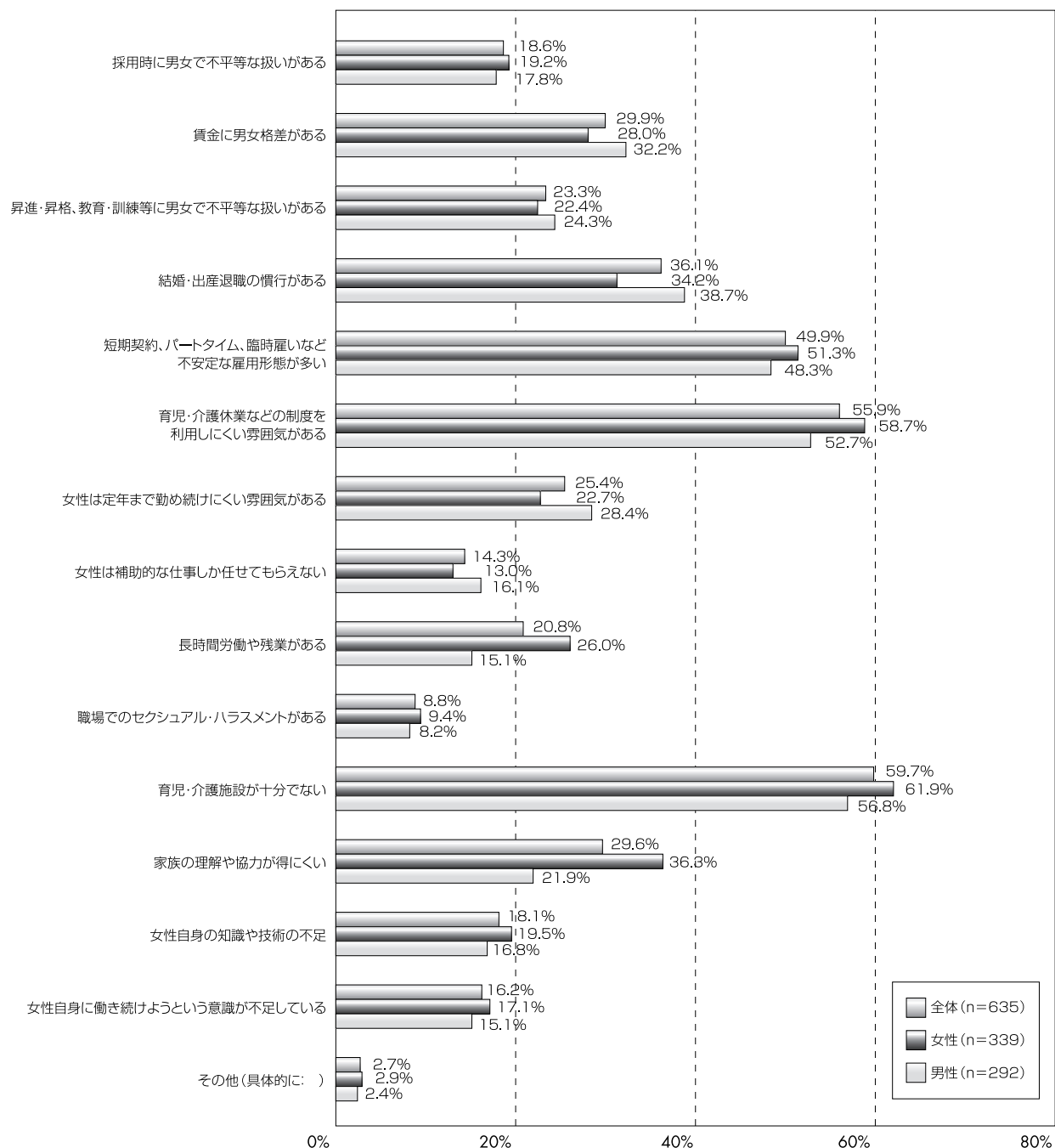
6 一般的に、女性が働き続けていくことについて、現在どのような状況にあると思いますか。



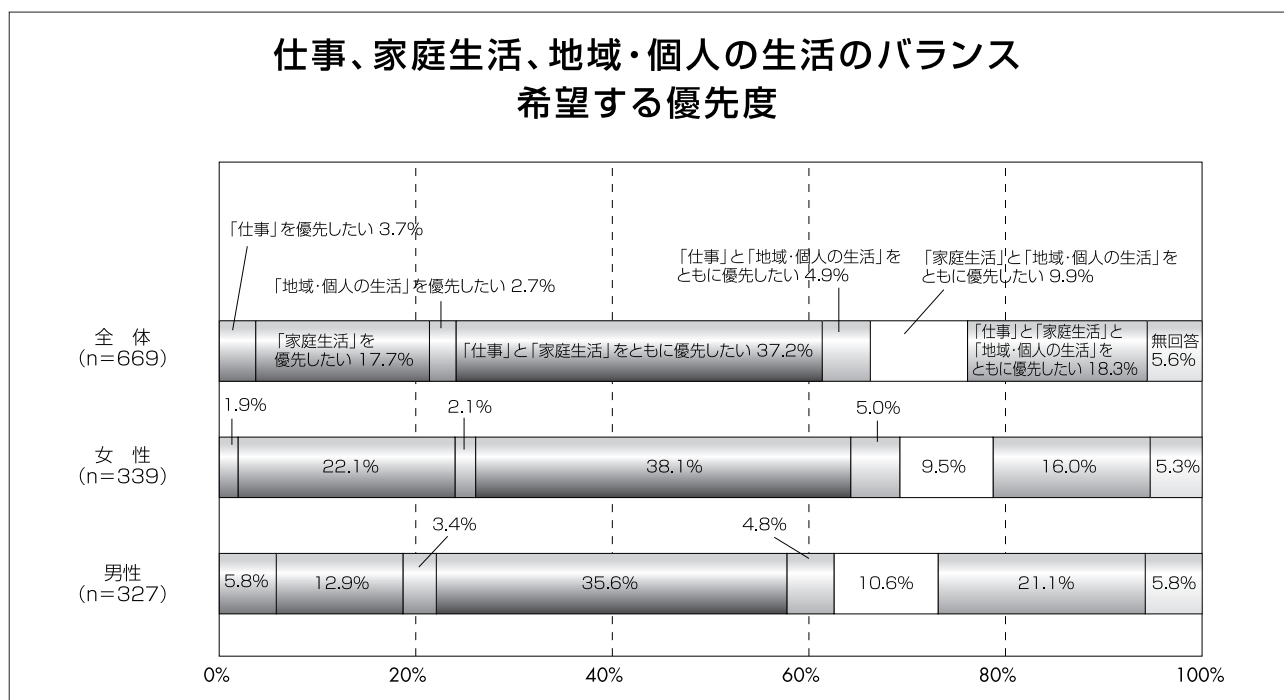
女性が働き続けにくいと答えた人に

女性が働き続けていく上で、障害となっているのはどんなことだと思いますか。[複数回答]

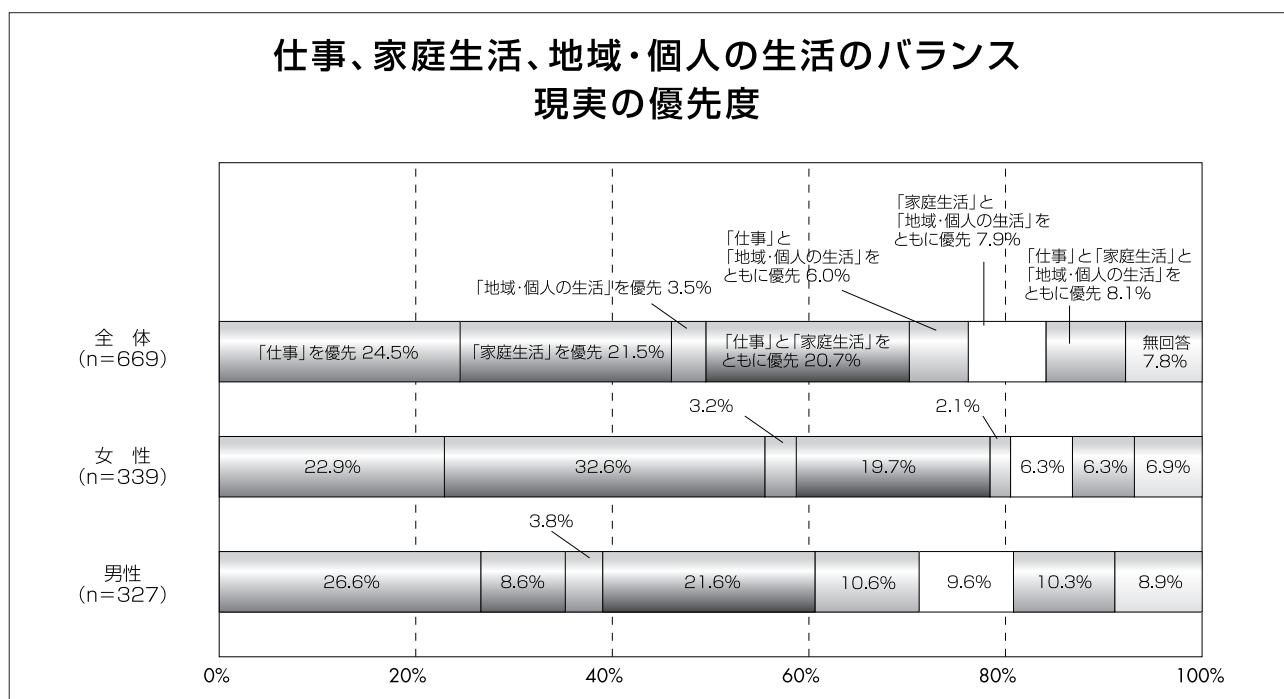
女性が働き続ける上での障害



7 生活のなかでの「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度について、あなたの希望に最も近いものはどれですか。



生活のなかでの「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度について、あなたの現実(現状)に最も近いものはどれですか。

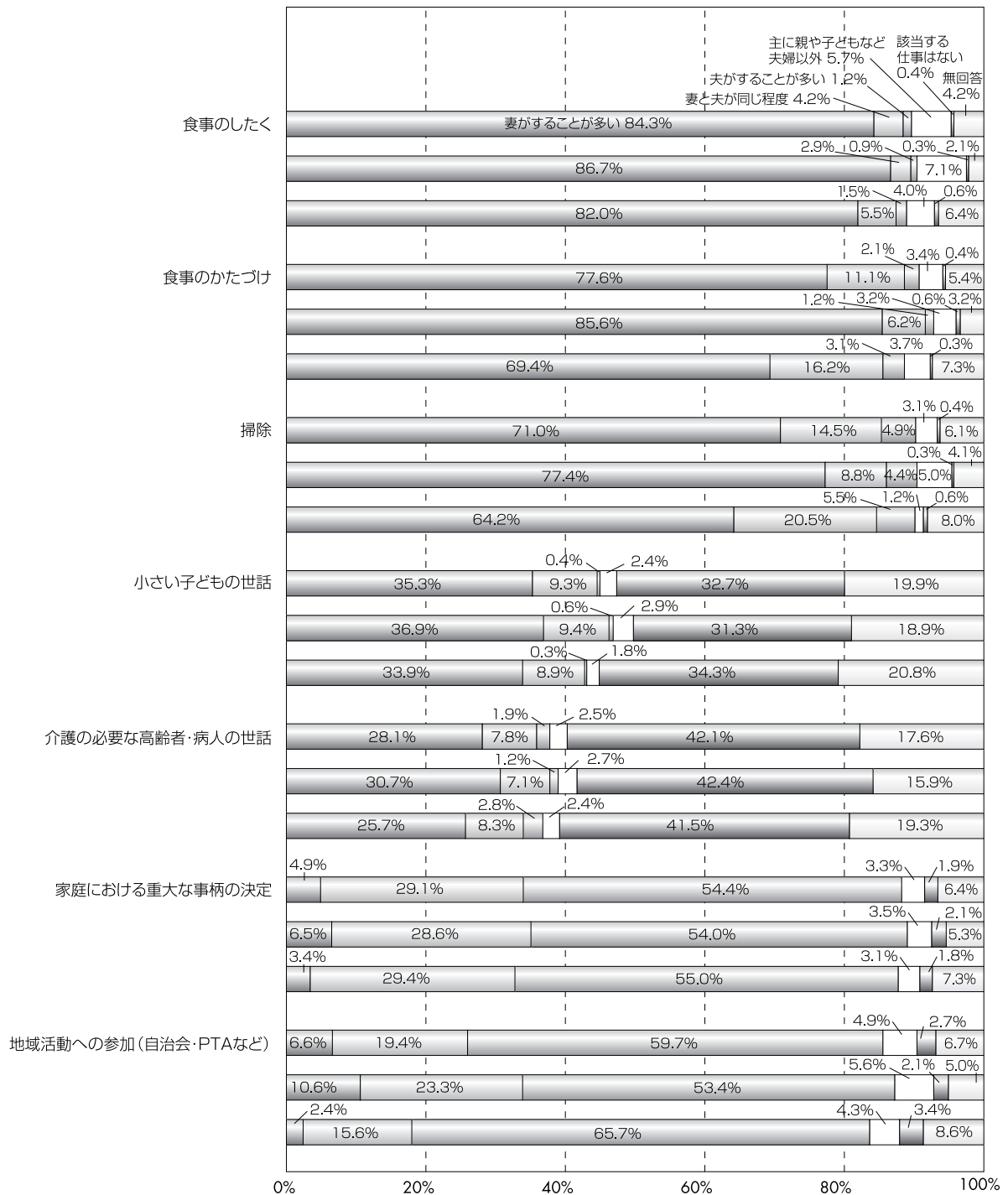


パートナーのいる人に

8 家庭の中で次の仕事はどなたが担当されていますか。

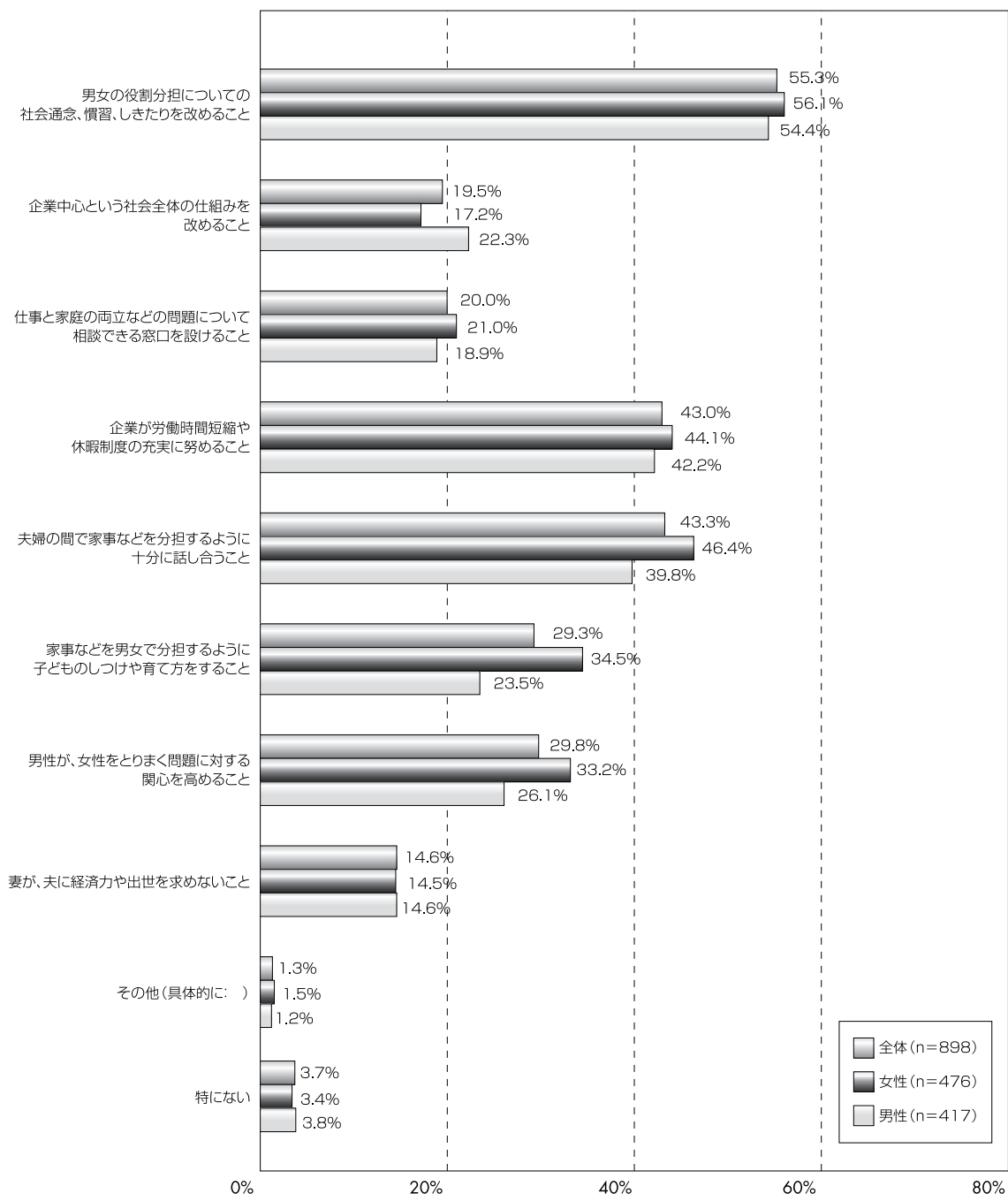
日常生活における家庭の仕事の役割分担

【上段:全体 中段:女性 下段:男性】

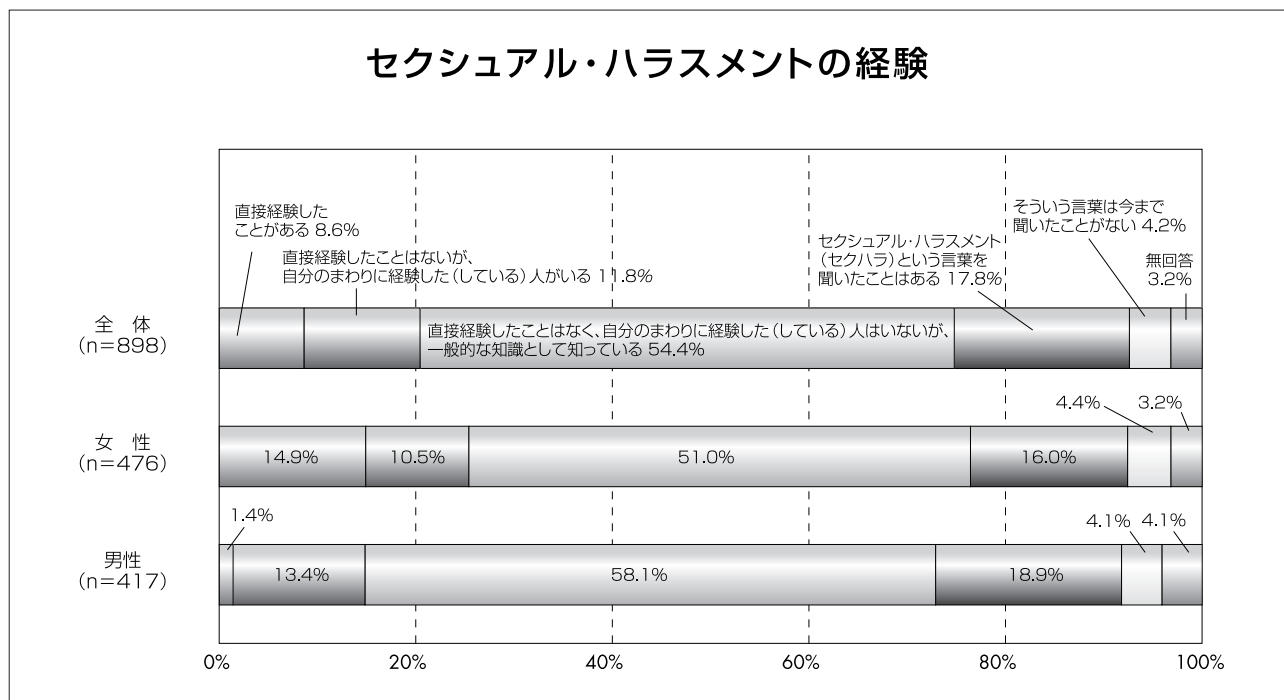


9 今後、男性が女性とともに家事、子育てや教育、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが特に必要だと思いますか。 [複数回答]

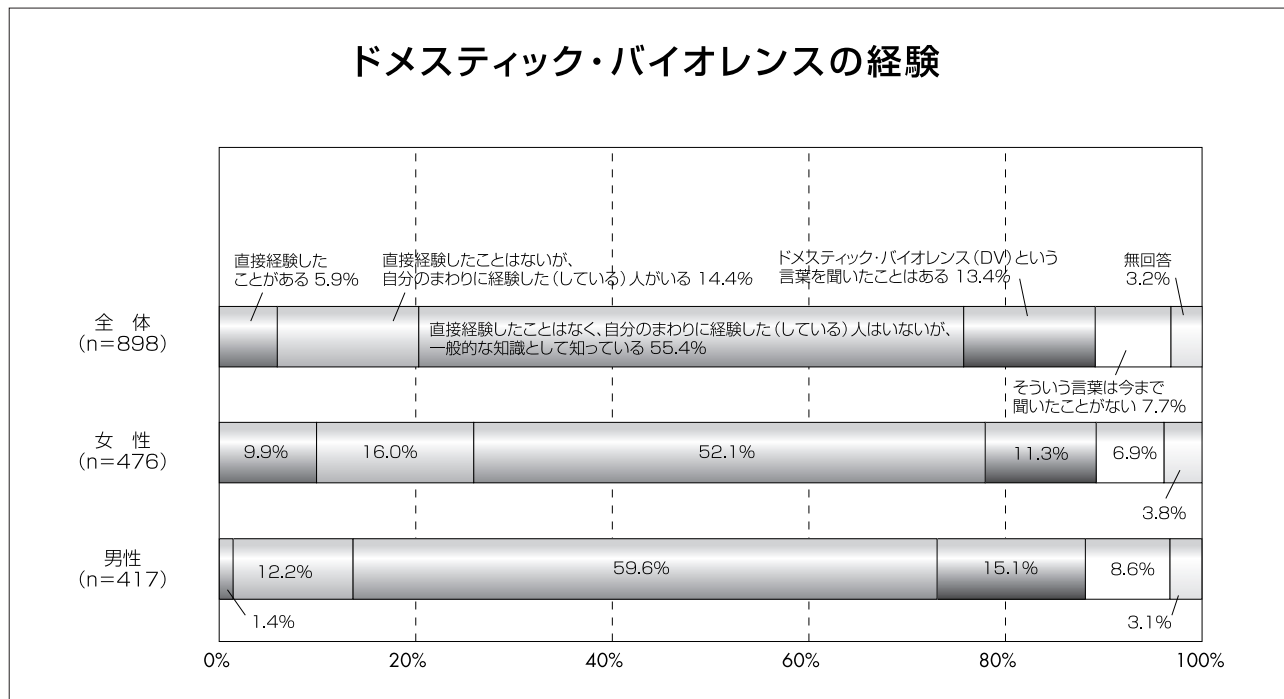
男性の家庭・地域活動への参加のために必要なこと



10 セクシュアル・ハラスメント(性的ないやがらせ)による被害を経験したり見聞きしたことがありますか。

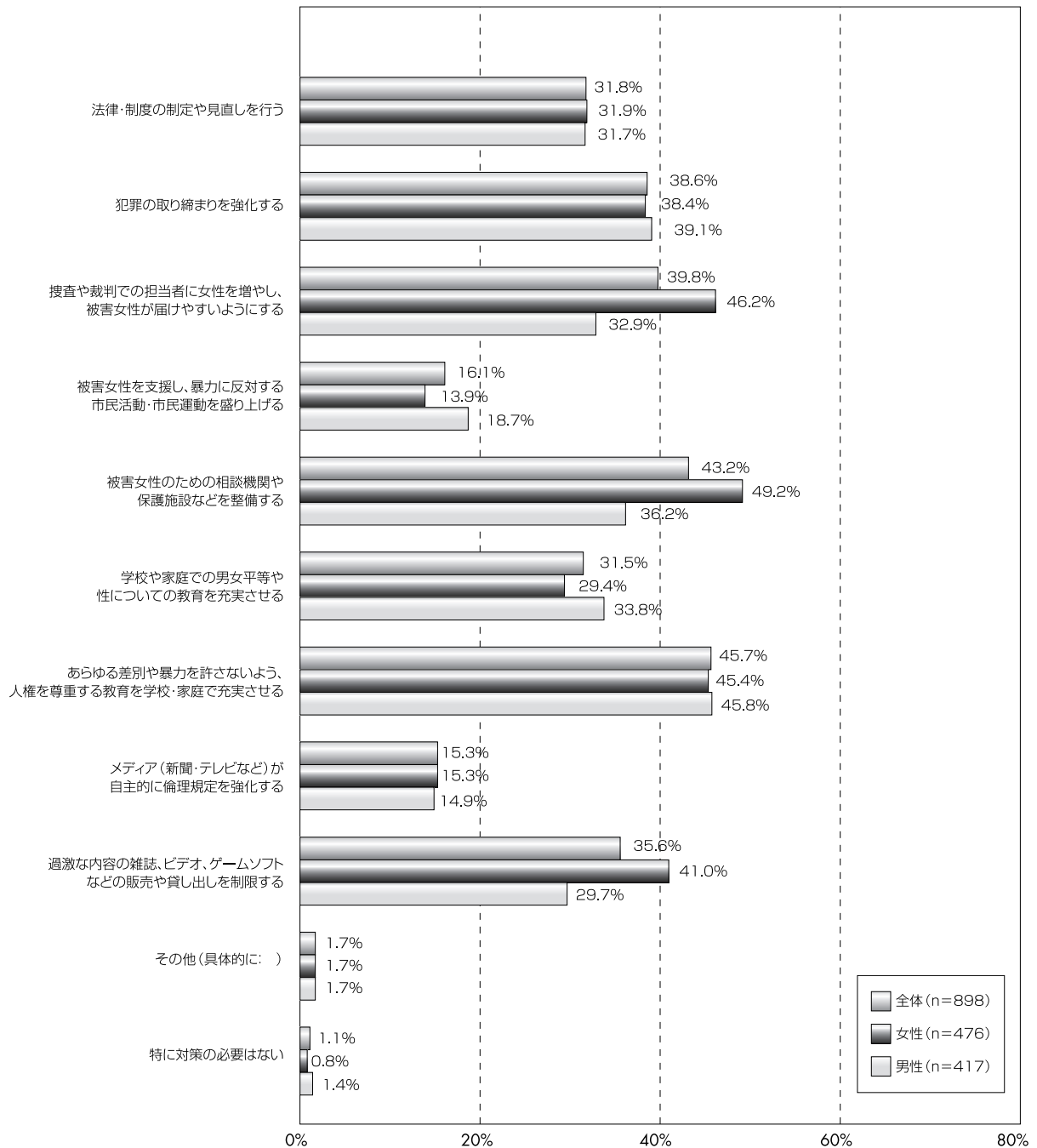


11 夫や恋人など親密な関係にある男性から女性に対して振るわれる身体的・心理的・性的な暴力(ドメスティック・バイオレンス)が問題とされていますが、あなたは、夫婦や恋人・パートナーの間での暴力による被害を経験したり見聞きしたりしたことがありますか。



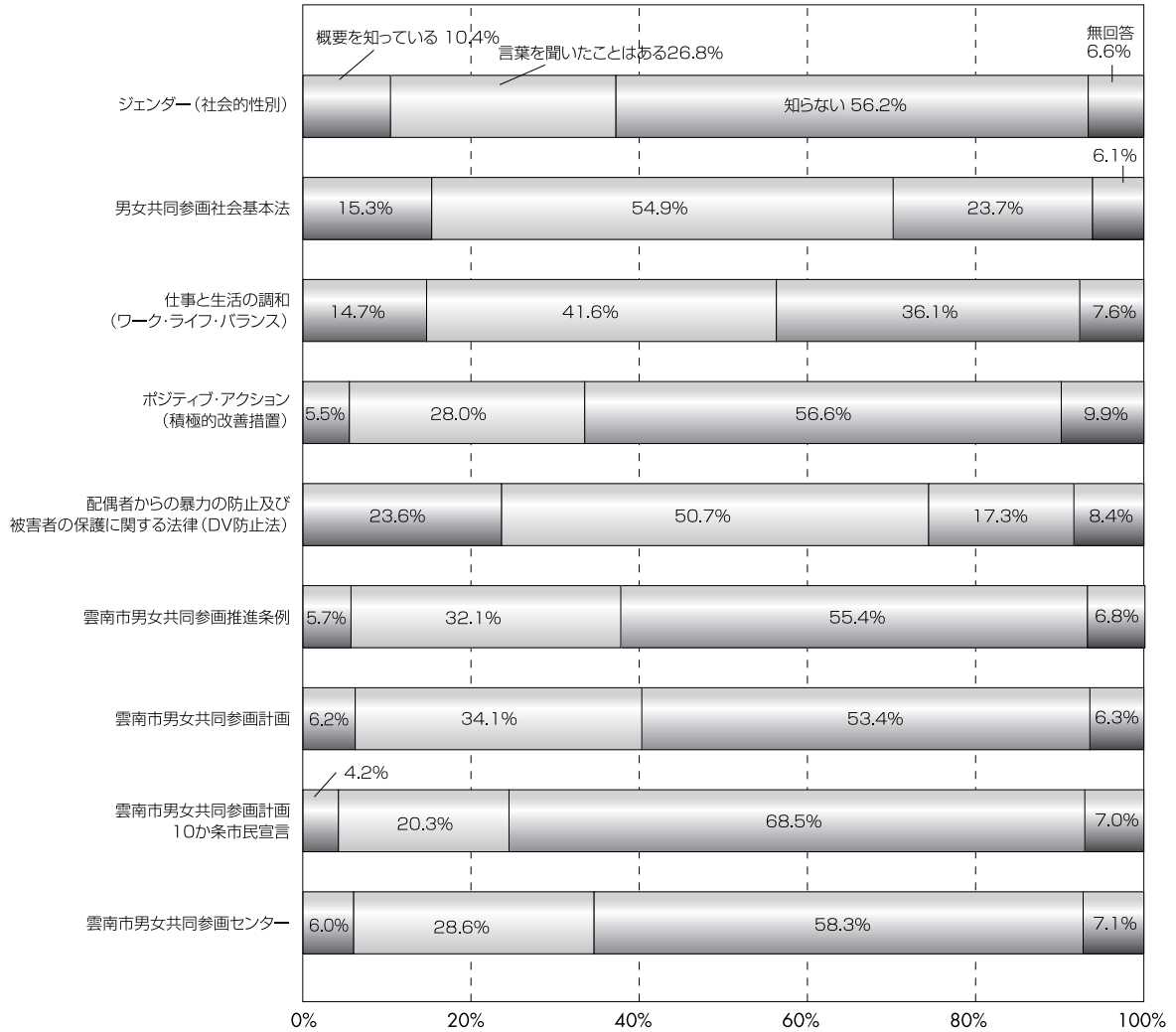
12 女性への性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、暴力などをなくすためにはどうしたら良い
 と思いますか。 [複数回答]

女性への暴力をなくす方策



13 女性をとりまく問題に関する次の言葉やことばについて知っていますか。

男女共同参画に関わる用語等の認知度



「平和を」 の都市宣言

世界の恒久平和は、人類共通の願いです。

今、世界では、いのちや人権を軽んじる紛争やテロなどの行為が繰り返され、また、核兵器をめぐる情勢は人々に脅威と不安を与えています。

我が国は、世界唯一の被爆国として、広島、長崎の惨禍を繰り返すことのないよう、核兵器の廃絶と恒久平和を全世界に訴えていかなければなりません。

雲南市は、「平和を」と「如己愛人」の精神により世界に平和を訴え続けられた永井隆博士の有縁の地であります。

私たち雲南市民は、この「平和を」の精神に基づき、心をひとつにして、世界平和実現のために努力することを、雲南市誕生一周年に当たり、ここに誓い、宣言します。

- 1 私たちは、お互いのいのちと人権を尊重し、差別のない思いやりにあふれた明るい社会を築くことに努めます。
- 1 私たちは、次代を担う子どもたちに、戦争の悲惨さと平和の大切さを語り伝え、平和に関する教育の充実に努めます。
- 1 私たちは、世界平和の実現と核兵器の廃絶に努めます。

平成17年11月8日

雲 南 市

発行編集 雲南市男女共同参画センター

〒699-1334

島根県雲南市木次町新市3番地

TEL 0854-42-1767

FAX 0854-42-1839

E-mail : danjokyoudou@city.unnan.shimane.jp
